

兵庫縣環境學習環境教育基本方針



平成18年3月

兵 庫 県

目次

I	方針の基本的事項.....	1
1	方針策定の背景・趣旨.....	1
2	方針の性格.....	2
3	方針の期間.....	2
4	方針の構成.....	2
II	環境学習・教育をめぐるこれまでの取組.....	4
1	国際的な取組状況.....	4
2	国の取組状況.....	4
3	兵庫県の取組状況.....	4
III	兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況.....	4
1	兵庫県の環境に関する現況.....	4
2	兵庫県の環境学習・教育の実施状況と課題.....	7
IV	環境学習・教育の在り方.....	16
1	推進にあたっての基本的考え方.....	16
2	各主体における環境学習・教育の推進.....	22
3	ライフステージに応じた環境学習・教育の推進.....	23
V	環境学習・教育の推進方策.....	26
1	推進にあたっての基本目標.....	26
2	具体的な推進方策.....	27
VI	総合的な推進体制の構築.....	35
1	支援・推進体制の整備.....	35
2	主体間での適切な役割分担の実施.....	37
3	評価・検証の実施.....	37
	参考資料.....	39
	資料1 環境学習・教育をめぐる国際的な動き.....	39
	資料2 環境学習・教育をめぐる国の動き.....	41
	資料3 環境教育推進法及び基本方針.....	42
	資料4 環境学習・教育をめぐる県の動き.....	44
	資料5 兵庫県内の主な環境学習・教育施設.....	45
	資料6 環境学習・教育に関連する主な県内行政機関・研究機関.....	50
	資料7 環境学習・教育に活用できる主な資格・制度.....	51
	資料8 兵庫県環境審議会総合部会及び環境教育等検討小委員会 委員名簿.....	52
	資料9 兵庫県環境審議会総合部会及び環境教育等検討小委員会 審議経過.....	54

1 方針の基本的事項

1 方針策定の背景・趣旨

持続可能な環境適合型社会の実現に向けては、県民一人ひとりが、環境に関心を持ち、各々の責任と役割を理解し、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動に積極的に取り組むことが必要である。

兵庫県においては、これまで「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、県民等の環境の保全と創造に関する自主的な取組を促し、支援してきた。また、「新兵庫県環境基本計画」においては、環境学習及び環境教育（以下「環境学習・教育」という。）の推進を基本戦略の実現に向けた主要施策の一つに掲げ、県民の環境への意識と理解を深める様々な取組を推進してきた。

しかし今日、環境問題が複雑化、多様化し、その解決が一層困難になる中、環境に配慮した取組の拡大が求められるに至っている。加えて、成熟社会の到来を迎え、かつての自然と触れ合う、環境共生の暮らしの大切さが再認識されている。このため、多様な主体の参画と協働により、学校、企業、地域等、日常生活のあらゆる場面で環境学習・教育を更に積極的に展開することが求められている。

このため、兵庫県では平成 16 年 3 月に「今後の環境教育・学習の推進方策」について兵庫県環境審議会に諮問を行った。同審議会では、総合部会環境教育等検討小委員会における検討を基に平成 18 年 2 月答申を行った。「兵庫県環境学習環境教育基本方針」は、その答申内容を踏まえて策定したものである。

〔参考〕 複雑化、多様化する環境問題

◇循環型社会の実現

近年において、今日の豊かな大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの結果として、物質循環の輪を絶ち、廃棄物の質的及び量的な拡大を招き、生活環境に負荷を与えてきた。特に、廃棄物やりサイクルに係る問題は、個々の県民生活や事業活動に起因するものであり、ライフスタイルや事業活動の在り方を見直し、「循環」と「共生」の社会経済システムへと転換を図っていかなければならない。

〔参照〕「平成 16 年度循環型社会白書」：<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/junkan/h16/index.html>

◇地球温暖化問題

近年、化石燃料の燃焼等によって二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が増加し、これまで保たれていたバランスが崩れかけている。温室効果ガスの増加による地表面の温暖化とそれに伴う極端な豪雨や乾燥等の異常気象、海水面の上昇、自然生態系や水資源の変化のほか、熱射病の発生率、光化学オキシダント濃度の増加等による人体への影響など、様々な問題を引き起こす。

〔参照〕環境省パンフレット「STOP THE 温暖化」：<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/stop2004/index.html>

◇生物多様性の確保

人間の活動に伴う環境変化の影響で生物多様性（地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さ）が損なわれ、多くの生物種や生態系が存在の危機に直面している。

これまで種の絶滅は自然のプロセスの中で絶えず起こってきたことだが、現在の動きは地球の歴史始まって以来のスピードであり、また、その原因が人間の活動に起因するものとなっている。

〔参照〕環境省自然環境局生物多様性センターHP：<http://www.biodic.go.jp/>

2 方針の性格

本方針は、「全県ビジョン推進方策」及び「新兵庫県環境基本計画」に示された環境学習・教育の基本的方向を具体化し、兵庫ならではの特色ある環境学習・教育施策を県、市町一体となって総合的かつ計画的に推進する運営指針としての役割を担っている。

また、本方針では、環境学習・教育の推進に向け、県民、事業者、行政等の多様な主体の参画と協働を促進するために、各主体が共有すべき理念、目標を示す一方、それぞれの役割や立場に応じた環境学習・教育への取組の在り方を示している。

なお、本方針については、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成 15 年 7 月制定。以下「推進法」という。）においてうたわれている地方公共団体の責務を本県が果たす上での指針としても位置づけている。また、県下各市町が推進法に基づき主体的な取組を進める上での参考指針としての役割も担っている。

〔参考〕「新兵庫県環境基本計画」における位置づけ

◇第5部 基本戦略推進のためのとりくみ・施策

第1節 環境学習・教育の展開

□様々な場における学習システムの構築

【目 標】

「ひょうごエコ・ライフスタイルの創造に向けて、家庭や職場、学校等の様々な場で環境について学習できるシステムをつくります」

□実践に向けての学習・教育活動の展開

【目 標】

「すべての人が環境問題を考えるための知識や経験を持てるよう、学習・教育活動の充実を図ります」

3 方針の期間

本方針は、平成 27 年度（2015 年）までの概ね今後 10 年を展望して策定したものである。

なお、「V 環境学習・教育の推進方策」の項で示している取組は、原則として 5 年間（平成 22 年度（2010 年）まで）に展開していくものを取り上げている。

また、本方針は、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応できるよう、必要に応じ、適宜見直していくものとする。

4 方針の構成

本方針の構成は、別図のとおりである。

図 方針の構成



II 環境学習・教育をめぐるこれまでの取組

1 国際的な取組状況

環境学習・教育は、1970年代以降国連等の場でも検討されており、環境学習・教育は、持続可能な社会の実現に必要なことや、行動に結びつく人材を育てることが環境学習・教育の重要な目的であることは、国際的な共通認識となっている(参考資料1参照)。

2 国の取組状況

政府においても、環境基本法(平成5年11月制定)において環境学習・教育を環境行政に位置づけて以来、その在り方について検討を行っている(参考資料2参照)。

特に、推進法及び推進法に基づく基本方針(平成16年9月策定)は(参考資料3参照)、それまでの検討の成果を包含するものであり、本方針もその内容を踏まえて策定したものである。

3 兵庫県の取組状況

本県においても、「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年7月制定)等で環境学習・教育について位置づけるとともに、その在り方について検討を行っている。

また、「エコライフ教育の推進に向けて」(平成11年3月策定)では、環境学習・教育の推進方策について重要な考え方を示している。また、既述したように、「新兵庫県環境基本計画」(平成14年3月策定)では、基本戦略推進のための取組・施策の柱の一つに位置づけている。本方針は、これらの内容も踏まえたものとなっている(参考資料4参照)。

III 兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況

1 兵庫県の環境に関する現況

(1) 兵庫県の特色

ア 兵庫県の概況

兵庫県は、日本標準時を定める子午線(東経135°)と北緯35°がその中心を通り、日本列島のほぼ中央に位置する。総人口は559万4千人で全国8位(平成18年1月1日兵庫県調べ)。県内総生産(名目GDP)は、18兆5,322億円(全国8位:内閣府「平成14年度県民経済計算」)で、瀬戸内海臨海部を中心に、高度な技術を持つ鉄鋼、造船、機械などの産業が集積し、日本の工業生産の中枢を担ってきた。一方、県内各地には、清酒、ゴム、ケミカルシューズ、かぼん、いぶし瓦など全国的に知名度が高い地場産業が見られるように、極めて多彩な産業構成になっている。また世界最大の大型放射光施設Spring 8等を拠点として、医療、新素材、バイオテクノロジーなどの基礎研究と直結した新事業分野の展開を支援している。農林水産業では、たまねぎ、レタス、カーネーション、のり、ずわいがになどが国内シェアの上位を占めており、酒米、但馬牛、丹波黒大豆など全国的に有名な特産品も数多く生産されている。また、風土の違い等を背景に、国際色豊かな都市文化をもつ摂津(神戸・阪神)、美しい森林の中に歴史・文化が息吹く丹波、世界文化遺

産の姫路城や赤穂城跡など歴史の舞台が広がる播磨、豊かな自然や日本有数の温泉が点在する但馬、国生み神話の舞台として知られる淡路の5つの地域から構成され、それぞれ独自の文化を育み、多様な魅力を持つ風土を形成してきた。

イ 多様な自然環境

本県は、総面積は 8,394km²であり、北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に面しており、1,000m 前後の山々が県の中央以北を東西に走っている。中国山地と丹波山地がほぼ県の中央を東西に横切り、県域を大きく南北に分けている。

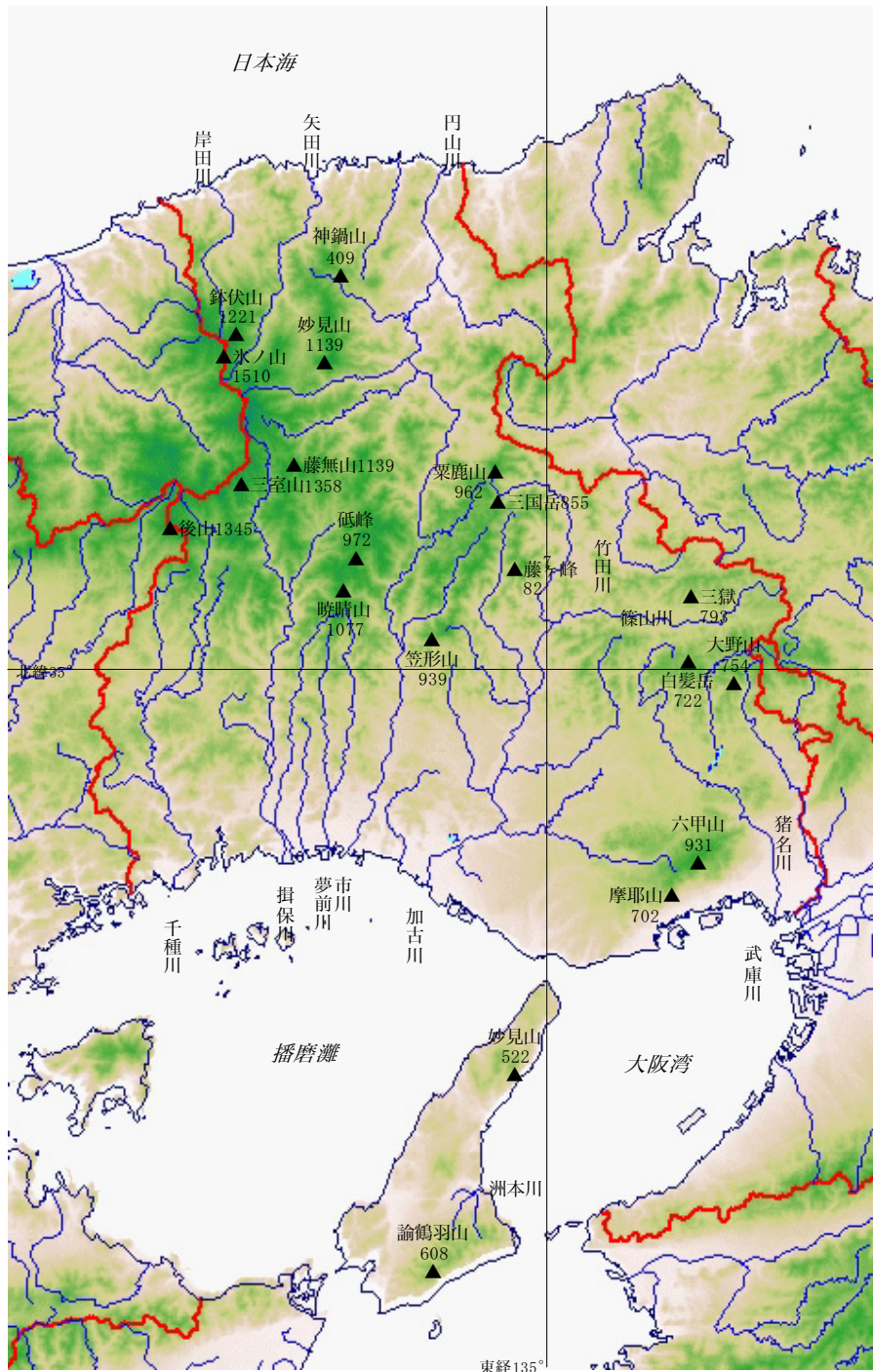


図 兵庫県の地勢

本県では、県土の 67%を森林が占め、その総面積は 562,000ha に及ぶ。森林のほとんどが民有林で、その約 4 割が天然林である広葉樹林である。県土の植生分布をみると、一般に二次林とよばれているコナラ林やアカマツ林が最も広い面積を占めている。

県内には、数多くの河川（97 水系、674 河川）があり、その総延長は 3,484km に及ぶ（平成 17 年 4 月 1 日現在）。大きく日本海に注ぎ込む水系と瀬戸内海へとつながる水系に二分され、中国山地、丹波山地を分水嶺とする各河川等、地形を背景として各地域の個性を育んでいる。

本県の海岸線総延長は約 845 km にのぼる。その約 3 分の 1 が国立公園に指定され、貴重な自然を有している。山陰海岸国立公園に属する但馬沿岸は、リアス式海岸で、男性的な断崖、洞門などの岩場と美しい砂浜を持ち、変化に富んだ自然美があふれている。瀬戸内沿岸は瀬戸内海国立公園の一角を占め、温暖な気候、変化に富んだ美しい自然海岸、多くの島々のおりなす風光明媚な自然景観に恵まれている。

こうした多彩な自然に加え、ため池や里山など人の手により維持された多様な環境により、本県は生物多様性が高い。特に、ため池、多数の河川は水生生物の宝庫となっている。

本県の気候は、北の日本海型、山間部の内陸型、南の瀬戸内海型に大別される。本県の中央部分には、この 3 つの気候区を結ぶ地形上の回廊（氷上回廊など）が存在し、日本海側と瀬戸内海側との生物相の交流がみられるなど、東西南北の動植物の接点となっている。

(2) 兵庫県の環境の現況

ア 環境負荷の発生状況

本県は、阪神間及び播磨地区の瀬戸内海沿いの工業地帯を有し、製造業の比率が高い工業県であることもあり、人口一人あたりの二酸化炭素の排出量が全国的にみて多い。また、廃棄物の発生量も多い。さらに、瀬戸内海沿岸域の都市部では、自動車交通が大気汚染へ大きな影響を及ぼすなど、都市生活型公害が生じている。

閉鎖性海域である瀬戸内海は、赤潮の発生や富栄養化による COD 内部生産等により環境基準の未達成水域が依然としてみられるため、一層の水質の改善を図っていかなければならない。

こうした地域的な課題の解決が、本県の環境面での当面の主要課題である。

イ 本県の多様性を踏まえた施策の展開

本県では、「環境の保全と創造に関する条例」及び当該条例に基づく「新兵庫県環境基本計画」の下で、積極的な環境施策を展開し、一定の成果をあげつつある。

また、県下 10 地域において、地域住民、事業者、行政等の行動計画として「さわやかな環境づくり行動計画」を策定し、本計画に基づき、地域ごとに計画推進委員会を設け、参画と協働による自発的な取組を進めるなど、本県の多様性を踏まえた、

地域の状況に応じた環境施策の展開を図っている。

2 兵庫県の環境学習・教育の実施状況と課題

(1) 兵庫県における実施状況

ア 事業実施状況

(ア) 現状

本県では、自然環境、資源循環、地球環境等の分野において意識啓発、知識・技術習得、実践活動支援、人材育成等に係る環境学習・教育事業を展開している。このうち、県市町及び関係団体が実施している事業数は200を超える（兵庫県環境政策課調べ）。事業の分野別特徴は、以下のとおりである。

◇自然環境

- ・分野別で最も多く、一般向け、イベント型の事業が多い。
- ・普及啓発から自然環境保全活動参加までつながる体系的な事業が少ない

◇資源循環

- ・クリーンアップひょうごキャンペーンなど「5R生活推進事業」（5Rは、Reduce(リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース：再利用)、Recycle(リサイクル：再資源化)、Refuse(リフューズ：不必要なものの受取拒絶)、Repair(リペア：修理)の総称)等、県民運動・地域の取組に連動した事業を実施している。
- ・県事業の中で、本分野の事業の占める割合は少ない。

◇地球環境

- ・意識啓発について全県レベルの事業は少ない。
- ・地域レベルでは、地球温暖化防止活動推進員を活用した事業等を実施している。

(イ) 課題

全体的には、数的には相当の事業が実施されているが、自然環境系が多く、地球温暖化問題が相対的に少ないなど、分野の偏りもみられる。今後、これらを様々な主体の参画と協働によって、継続的で多様な展開のある事業にしていく必要がある。

イ 学校における実施状況

(ア) 現状

学校教育においては、生活、国語、社会、理科などの教科や道徳で、環境と関連すると考えられる学習活動が行われている。

また、「総合的な学習の時間」では、公立の小学校の約8割、中学校の5割強が、いずれかの学年で環境に関する学習活動が行われている（出典：「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（文部科学省）」平成17年5月）。

さらに、公立小学校5年生を対象とした「自然学校」では、自然との触れ合いを中心とした体験活動を、公立中学校2年生を対象とした「トライやる・ウィーク」では、環境関連分野における社会体験活動なども行っている。

高校では、県立舞子高等学校に環境防災科を設置しているほか、総合学科に「環境エコロジー系列」や「花と緑と海のめぐみ系列」を設置するなど、生徒が主体的に学びたいことが学べる学校づくりを進めている。

(イ) 課題

環境を大切に思う心を育むため、グリーンスクール表彰のような、学校での取組を促進する仕組みを推進することが求められている。また、環境学習・教育の質の向上を図るためには、教員等を対象として環境学習・教育の理念や意義、あるいは地域の環境課題への理解を促す取組が必要である。

ウ 環境学習・教育資源

(ア) 現状

本県では、自治体、(財)ひょうご環境創造協会等多様な主体によって環境学習・教育の支援事業が行われている。

また、県内には自然活用型野外 CSR 施設¹や県立公園など、環境学習・教育を実施可能な施設が、多数存在している(参考資料5参照)。

さらに、「人と自然の博物館」等、環境学習・教育に関し高度な知見を持つ行政関係機関、研究機関も存在している(参考資料6参照)。

現在、県では、地球温暖化防止に重点をおいた「エコハウス」(播磨科学公園都市(佐用町)に整備予定)や、「上山高原エコミュージアム」(新温泉町)など今後の環境学習・教育の拠点として活用し得る場の整備も進めている。

このほか、中高生の優れた科学研究を表彰する「日本学生科学賞²」などの顕彰制度を通じて、環境学習・教育の支援拡大を図っている。

(イ) 課題

これまでみたように、個々の支援方策や環境学習・教育資源については近年充実しつつあるものの、体系的、総合的な環境学習・教育の実現を図るには、施策間の連携を促す新たな仕組みを構築するとともに、県内各地に存在する、環境学習・教育の展開が可能な施設、場を積極的に活用していく必要がある。

また、より効果的な環境学習・教育を実施するためには、運営体制等の整備により施設の機能強化を図る必要がある。

さらに、環境学習・教育の推進にあたっては、近畿環境パートナーシップオフィス(環境省きんき環境館)³等の施設や関係機関、研究機関等の知見を有効に活用する必要がある。

¹自由時間が増大し、価値観が多様化・個性化する中で、知的・情操的生活の豊かさを高める文化(Culture)、健康の増進に欠かせないスポーツ(Sports)、精神的・肉体的疲労の回復に役立つリクリエーション(Recreation)等の活動を通じたこころ豊かな生活づくり、生きがいづくりを目的として、県が整備している総合施設。その内容は、会議・研修・宿泊施設、文化・スポーツ・研修施設、自然と触れ合う施設(公園等)など多岐にわたる。現在県下に30施設が存在する。

²科学教育の振興を願い、未来の優秀な科学者を生み出すため、昭和32年に創設された。中高生の優れた科学研究を顕彰するもので、理科教育に基づく中学・高校の公募コンクールとしては、国内で最も伝統がある。研究部門には、環境大臣賞が設けられている。

³環境省が「推進法」等を踏まえ、平成16年度から地方環境調査官事務所ごとに開設した地方環境パートナーシッププラザの一つ。近畿環境パートナーシップオフィスは、地域におけるNPO、企業、行政、市民のパートナーシップづくりの拠点として、また市民主導の環境保全活動及び環境教育のモデルの推進主体としての役割が期待されている。

〔参考〕エコハウス

地球温暖化対策の促進を図るため、県民・NPO/NGO・事業者・行政等への普及啓発、体験・研修の場であり、環境学習・教育、交流・連携、情報発信等の場となる施設を整備する。

□設置場所 播磨科学公園都市（佐用町）

□供用開始 平成18年度

□施設整備のコンセプト

- ・省エネや新エネなど家庭等で利用できる各種温暖化防止技術の体験学習施設
- ・地球温暖化防止活動推進員等の指導者のための環境学習・教育施設
- ・周辺の自然環境を利活用した自然体験学習のできる施設

エ 民間団体、環境関係団体の組成、活動状況

(ア) 現状

県内には、環境学習・教育を行っている民間団体が多数存在している。その中には、NPO 法人こども環境活動支援協会等全国的にも著名な団体・機関も存在している。

(イ) 課題

民間団体の多くが地域に根ざした活動を志向していることから、地域を越えた連携は今後の課題となっている。優れた取組実績を有する団体の知見や経験を県内全体で生かしていくことが望まれる。民間団体同士の連携を促進し、著名な団体・機関の成果を県内の環境学習・教育に生かせる環境づくりを行う必要がある。

オ 環境学習・教育指導者の資格・制度状況

(ア) 現状

本県では、国の環境カウンセラー以外に、兵庫県地球温暖化防止活動推進員・協力員、森のインストラクター等独自の資格が設けられている（参考資料7参照）。また、自然環境、資源循環等の分野で、資格認定を伴う事業を含め指導者養成講座が各地で実施されている。

(イ) 課題

体系的なカリキュラムとして実施されているものは少なく、養成講座修了者の身につけた技能の評価が困難なことから、講座修了者が活動できる場が少ない。

また、環境学習・教育事業実現に重要なプロデューサー、コーディネーター、ファシリテーター⁴の養成講座は少なく、人材としても不足しており、その養成が今後の課題である。

(2) 先進的な取組事例

既に県内では、意欲的かつ先進的な取組が実施されている。また、海外でも参考と

⁴ ファシリテーターは、会議やワークショップの参加者が対等な立場で意見を出し合い、より民主的に会議が進んでいくよう、様々な工夫を行い、中立的な立場で会議やワークショップをスムーズに進行していく役割を担う。直訳すると「援助者・促進者」と訳される。

すべき先進事例が行われている。その詳細は、以下のとおりである。

ア 地域での取組例①（「ひょうごの森・川・海再生プラン」）

自然再生や健全な水循環の回復などの観点から、ひょうごの森・川・海再生に係る施策・事業を総合的に推進するとともに、流域に暮らす人々と豊かな自然とのかかわりを回復させながら、県民の参画と協働の下、流域ぐるみで特色ある取組を進めている。

平成 15 年度には、流域ごとの先導モデル地区で、上・中・下流との交流を通し、森・川・海を考えるような特色ある取組も始まり、平成 16 年度からは、森・川・海をフィールドとした体験・交流型の環境学習・教育を実施している。

平成 15 年度は 58 事業が、16 年度は 72 事業が実施されている。その中には、次のような特色ある取組も存在する。

〔参考〕 森・川・海再生プランにおける特色ある取組例

◇リバークリーン エコ炭銀行

加古川流域では、手入れの行き届かない荒れた竹林などの竹から炭をつくり、川の水の浄化を進める「リバークリーン エコ炭銀行」を発足した。これは、竹を提供した上流域の住民と、炭づくり作業の参加者、銀行の三者が 1/3 ずつ炭を分け合い活用するシステムで、炭づくりを通じた川の浄化と流域間の交流を進める。



(写真左) エコ炭の取り出し。(右) 喜瀬川(播磨町)でのエコ炭の試験埋設

◇西播磨における森・川・海子ども環境学習・教育の推進

西播磨地域では、推進校として指定を受けた域内の小学校（4 校）において「森・川・海子ども環境学習推進事業」を実施している。事業にあたっては、地域教育推進委員等を構成員とする「子ども環境学習推進会議」においてカリキュラムを検討するなど、地域と学校が連携・協力しながら身近な自然や地域社会の中での子どもたちの環境学習・教育を推進しようとしている。

各校の学習成果は、「子ども環境学習フォーラム」の場で発表される。フォーラムには、環境について学んでいる子どもたちが一堂に会し、環境に対する理解を深めるとともに、交流の輪を広げている（平成 15 年度、16 年度フォーラム参加者数：1,000 名、1,276 名）。



(写真左) 平成 16 年度「子ども環境学習フォーラム」の様相 (写真右) 子どもたちによる水生生物調査

イ 地域での取組例②（「コウノトリ野生復帰推進事業」）

県立コウノトリの郷公園（豊岡市）及びその周辺では、住民、団体、学識者、行政等で構成する「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」が中心となって、コウノトリの野生復帰事業が展開されている。人と自然が共生する地域づくりに努め、コウノトリを再び大空へ戻そうとするこの事業では、様々な主体の参画と協働により、コウノトリを核とした環境学習・教育が、普及啓発の一環として展開されている。

なお、今後、但馬地域では、平成 22 年度の本格放鳥に向けて、地域全体を自然と共生するモデルエリアとする「コウノトリ自然博物館構想」を推進することで、多彩な環境学習・教育拠点が形成される予定である。

〔参考〕コウノトリ野生復帰事業における環境学習・教育例

◇自然観察会・参加型講座の開催

□実施場所 県立コウノトリの郷公園

□実施主体 県立コウノトリの郷公園

□事業概要 保護増殖の経緯、生態などコウノトリに関することや人と自然が共生する地域づくりについて学ぶことで、コウノトリ野生復帰事業並びにコウノトリと共生できる環境について理解を促す。

□実施例

- ・コウノトリガイドウォーク
- ・里山の生き物観察会
- ・コウノトリ・パークボランティア養成講座
- ・コウノトリの歴史を学ぶ講座



（写真 飼育体験）

◇地域参加型環境学習の推進

□実施場所 豊岡盆地周辺他

□実施主体 但馬県民局・NPOなど

□事業概要 NPO団体、流域住民、子ども会等が連携協力しながら「森・川・海をフィールドとした体験・交流型環境学習」を実施し、人と自然の触れ合いを通して、自然環境の再生・保全活動を進める。

□実施例

- ・子ども自然環境体験ツアーの開催
- ・環境学習実践活動事例ガイドの作成
- ・「たじまエコフェスタ」の開催
- ・田んぼの学校
- ・豊岡盆地の野鳥調査
- ・地域参加の森づくり事業



（写真 田んぼの学校）

ウ 地域での取組例③（「夢プログラム」）

県立有馬富士公園（三田市）では、開園時より「みんなで作るふるさと公園」を基本コンセプトとして県民の参画と協働による運営を進めている。

具体的には、「夢プログラム」という名称の下、県民自らが公園内を舞台に、自然

体験、生物生息調査、里山・棚田管理等のプログラムを企画・運営、実施している。それらのプログラムは、子どもたち等に体験型環境学習・教育の貴重な機会を提供している。

〔参考〕住民参画による環境学習・教育プログラムの創造例

◇ 夢プログラム

(<http://www.hyogo-park.or.jp/arimafuji/dreamprg/whatyumepro.htm>)

- 実施場所 県立有馬富士公園（三田市）
- 実施主体 有馬富士公園運営・計画協議会
- 開始時期 平成13年度～
- 趣 旨

住民グループなどによる手作りのプログラムや身近な自然を生かしたプログラムを有馬富士公園を舞台に展開していくための仕組みとして設けられた。参画する住民は「来園者＝ゲスト」ではなく、ホストとなって子どもたちに自然体験プログラムを提供したり、自然環境調査や公園整備を行ったりする。

その内訳をみると、野外での自然観察や自然素材を使ったクラフト教室等のイベント系プログラムが中心となっている。なお、プログラムの多くは、春と秋に開催される「ありまふじフェスティバル」の中で実施されている。

- 対 象
自らプログラムを企画し、責任をもって実施できるグループ（2人以上）
- 登録条件
広く一般住民を対象とし、営利を目的とせず、趣旨に賛同して活動できること。
- 実 績（平成16年度）

・プログラム企画数	78件
イベント系（自然観察等）	68件
調査系（生物生息調査）	4件
維持管理系（里山保全等）	6件
・延べプログラム実施日数	626日
・延べスタッフ数	1,785人
・夢プログラム参加者数	43,764人
・HPアクセス件数	55,000件
（住民運営のHP）	



（写真 水辺の生き物観察会）

エ 学校での取組例（「海・川・森」環境教育推進プロジェクト）

海の自然観察等を通して、自然の仕組み等を理解し、環境保全を目指す活動を行うなど、海を対象とした環境学習・教育を推進するとともに、海的环境と関連する川・森・学校林についての環境学習・教育を推進するなど、「海・川・森の環境教育プログラム」に基づく総合的な環境学習・教育の推進を図っている。

また、実践的な環境学習・教育を進める学校を表彰するグリーンスクール⁵表彰制

⁵ 環境教育の一層の振興を図るため、環境保全活動など実践的環境教育を積極的に推進する活動において特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰することにより、環境への意識の高揚を

度を創設し、学校の意欲的な環境学習・教育の取組を促進している。平成 17 年度には、小学校 4 校、中学校 3 校、高等学校 3 校がグリーンスクールとして認められており、それぞれ学校ごとに創意工夫した環境学習・教育が行われている。その中には、次のような特色ある取組も存在する。

〔参考〕グリーンスクール（平成 16 年度表彰校）

◇県立農業高等学校（「いなみ野ため池群世界遺産化計画」）

東播磨のため池群を世界遺産にすること、及び生徒自身が地域社会の一員として奉仕の心を培うことを目的として環境学習・教育にかかわる体験活動等を実施している。

東播磨のため池群をフィールドとし、水利組合・地元自治会・県民局・兵庫大学等と連携しながら、水質調査、環境調査、生物生態調査、イベントや観察・勉強会への参加等多様な活動に取り組んでいる。



（写真左）管理作業の様相（写真右）水質調査の様子

このほか、小・中学校での野鳥保護の取組として、年間概ね 5 校程度「愛鳥モデル校」を指定して、巣箱等の資材や教材の提供を行う「愛鳥モデル校育成事業」も展開している。

オ 民間団体による取組例（NPO 法人こども環境活動支援協会（LEAF）の活動）

LEAF は、地域の持つ環境的な特性を基盤とした地域に根ざした環境学習・教育を推進することを活動の大きな柱としている。西宮市が 1992 年より行っていた「2001 年地球ウォッチングクラブ⁶」（EWC）を 1998 年に受託したのち、小学生全員にエコカードを配布し地域・学校・家庭をつなぐ活動として、「2011 年地球ウォッチングクラブにしのみや」を全市的に展開している。

また、6 年間の環境学習・教育の体系化を目指した総合的な学習の時間を活用した小学校 6 年間での一貫した環境学習・教育支援プログラムの開発や、企業と連携した環境学習・教育の支援、企業向け環境学習・教育カリキュラムの開発など意欲的な取組を実施している。

図ることを目的としており、10 校程度が表彰を受けている。

⁶ 「2001 年地球ウォッチングクラブ」（EWC）は、環境省の「こどもエコクラブ」の基本モデルになっている。

〔参考〕 NPO 法人子ども環境活動支援協会（LEAF）の取組

◇エコカード

エコカード（低・中・高学年の3種類）は西宮市内の全小学生24,000人が持っている。小学生が学校で環境学習・教育を実施、地域で環境保全活動に参加、あるいはお店で環境配慮型製品をグリーン購入した際などに、学校や地域団体、行政、お店、企業などの大人約1,500人がエコカードにエコスタンプを押印する仕組みとなっている。エコカードにエコスタンプが一定数集まれば、「アースレンジャー認定証」がEWC（アース・ウォッチング・クラブ）事務局より交付される。エコカードにエコスタンプを押すという目に見える活動で「気づき」を「つなぎ」、学習と生活を結びつけることを意図している。

◇企業・学校・NPOによる環境学習・教育支援プロジェクト

LEAFでは、会員企業とともに「持続可能な社会に向けた教育」を推進するためのプロジェクトを実施している。「教えることが最も深い学びにつながる」という考え方を基本に、地球環境保全に取り組む企業のポリシーや活動内容について社員が学校の授業の中で語り、また、ワークショップなどの体験学習をファシリテートすることによって、学校教育に求められている「生きる力を育む教育」への支援を行うとともに、子どもたちと企業の社員が相互に学び合うことのできるシステムづくりを行っている。

◇授業テーマ

「にしのみや〜お酒とビンのものがたり〜」



（写真上：金型を磨くガラス粉をさわってみる）

◇授業テーマ

「くらしとエネルギー〜省エネチェックをしよう！〜」



（写真上：風で電気をおこす実験の様子）

カ 海外での取組事例（アメリカ、チェサピーク湾での取組）

北米有数の閉鎖性海域であるチェサピーク湾は、人口増、都市化に伴い、環境問題が深刻化していたが、湾を取り囲む関係州の間で協定（1983年：チェサピーク協定、2000年：新チェサピーク協定）を締結し、各方面にわたって環境回復の取組を進めている。その一環として、関係州の一つ、メリーランド州では徹底した環境学習・教育を推進し、内外の注目を集めている。現在、州内のすべての小・中・高等学校（1,400校）が、正規の教育課程において、チェサピーク湾の環境に関する環境学習・教育を実施している。また、州の教育局では、グリーンスクールの指定や、環境教育実施要領の作成、専門的に環境学習・教育を



図 チェサピーク湾と沿岸域

学んだ教員の配置、NPO/NGO 等とのパートナーシップによる学校の環境学習・教育の支援、環境学習・教育に係る事業評価の実施など、先導的な取組を次々と導入している。

(3) 兵庫県における環境学習・教育の課題

これまでみてきた現状を踏まえると、本県における環境学習・教育の課題は、以下の3点にまとめられる。

ア 行動に結びつく質の高い環境学習・教育の実施（ライフスタイルの変革）

本県で実施されている環境学習・教育事業は、自然環境など特定分野におけるイベント型事業が多く、継続性、発展性に乏しいとの指摘がある。例えば、学校現場での学習や市民の自然観察活動で実施される「自然しらべ」でも、自然環境・生態系保全・再生のための具体的なアクション（計画立案・実践・評価）にまで踏む込むケースは極めて少ない。多くは調査のための調査になっている。

今日の複雑で多様化した環境問題の認識を深めるためには、生物多様性を実感できる自然環境や、地球温暖化、資源循環型等様々な分野からなる総合的な環境問題を理解することが重要である。

発達段階、理解力や活動の場、テーマ等に応じ、学習のねらいを明確にして総合的・体系的な環境学習・教育カリキュラムを作成し、「動機づけ→体系的学習（知識・技術の総合的習得）→実践行動→新たな動機づけ」という継続的プロセスを通して、様々な分野からなる環境問題の理解と実際の行動（ライフスタイルの変革）に結びつける環境学習・教育の実施を支援する必要がある。

イ 環境学習・教育参加者の増加（裾野の拡大）

最近、環境問題への認識の有無で環境学習・教育への関心も二極化しつつあるとの指摘がなされている。実際、環境学習・教育講座等の参加状況をみても、参加者の固定化が見られる。また、美しい兵庫指標県民アンケートでも家庭で環境のことを学んでいる人の割合が頭打ちの状況にあるとのデータが示されている。

すべての県民が環境問題に興味を持ち、理解し、環境に配慮した活動を行うようになるためには、環境学習・教育への参加者が増加していく必要があり、環境学習・教育参加者の裾野拡大が求められる。

ウ 環境学習・教育の実施主体間の連携の促進（パートナーシップの促進）

環境学習・教育事業は、民間団体等が個別に事業を実施していることが多く、民間団体等の連携が十分でない状況である。

質の高い環境学習・教育の実現には、モデル的な団体が有する優れた知見・経験を活用することが有効であり、民間団体同士の連携が進むことが望まれる。また、学校、民間団体、行政、地域、企業といった各主体間の連携も促進する必要がある。

IV 環境学習・教育の在り方

これまで考察した環境学習・教育の必要性、内外の検討状況、本県の課題等を踏まえ、本県では以下の基本方向に沿って環境学習・教育を推進する。そしてそれにより、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」ことで、環境を大切にする価値観を持ち、環境保全・創造に向け積極的に行動する、ひょうごエコ・プレーヤーの創出を図る。

1 推進にあたっての基本的考え方

原則1 「こころ」を育み、「自然」、「暮らし」、「社会」を総合的に学ぶ環境学習・教育の推進

- ・本県では、「体験」、「発見」を中心とする環境学習・教育により、環境を大切に思う「価値観」、「こころ」を育み、環境保全・再生に向けた行動を促す学習・教育を第一に進める。
- ・そのために、森・川・海の再生等を題材に「自然」を理解し、エコライフスタイルを実践する「暮らしの知恵」を学ぶとともに、環境と「社会」の関係を知るようにする。
- ・これらの体験を通して、総合的に学べるような取組を推進していく。

① 「環境倫理に根ざした教育」—環境を大切にする価値観の醸成—

学校などで環境倫理観（モラル、マナー）に根ざした教育を推進することで、環境を大切にする価値観を社会全体に浸透させることが重要である。環境学習・教育により命あるものに触れ、命の感動を通して、命を尊ぶ心を育むことで、人間や動植物の命、ひいては環境全体を大切に社会の形成を目指す。

② 「生態系を理解する」—自然メカニズムの理解—

大半の人が人工的な都市社会に暮らす現在、人間の自然への理解力は過去に比べ著しく劣ってきていることが懸念されている。したがって、自然を正しく理解し、環境共生の暮らしの姿を知ることが、環境学習・教育の重要な要素となり得る。このため、森・川・海のフィールドにおいて、体験学習を通じた原体験の機会を提供するとともに、科学的に自然メカニズムや人と自然のかかわりを理解する取組も導入する。

③ 「暮らしの知恵を学ぶ」—生活スキルの習得—

環境についての客観的知識・情報を単に提供するだけでなく、県民運動等と連携して、衣・食・住におけるエコライフスタイルの実践に即、結びつく暮らしの知恵、経験知を習得できる機会の創出にも配慮する。例えば、5R生活の意義・必要性を説くだけでなく、実際にゴミを出さない暮らしのノウハウの情報提供に努めるほか、食糧の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な取組による、食育と一体となった環境学習・教育を行う。

④ 「社会とのかかわりを知る」—社会と結びついた環境学習・教育—

環境は市場経済、社会システムと密接に結びついている。例えば、リサイクルについてよりよく知ろうとすると、環境と経済の循環や社会的制度について学ばねばならない。また、ヒートアイランド等の都市環境問題の理解にあたっては、社会的環境（都

市構造・インフラ等) やそれらを守る環境保全技術についても学習する必要がある。このため、環境学習・教育の中に社会学習の要素を盛り込んでいく。

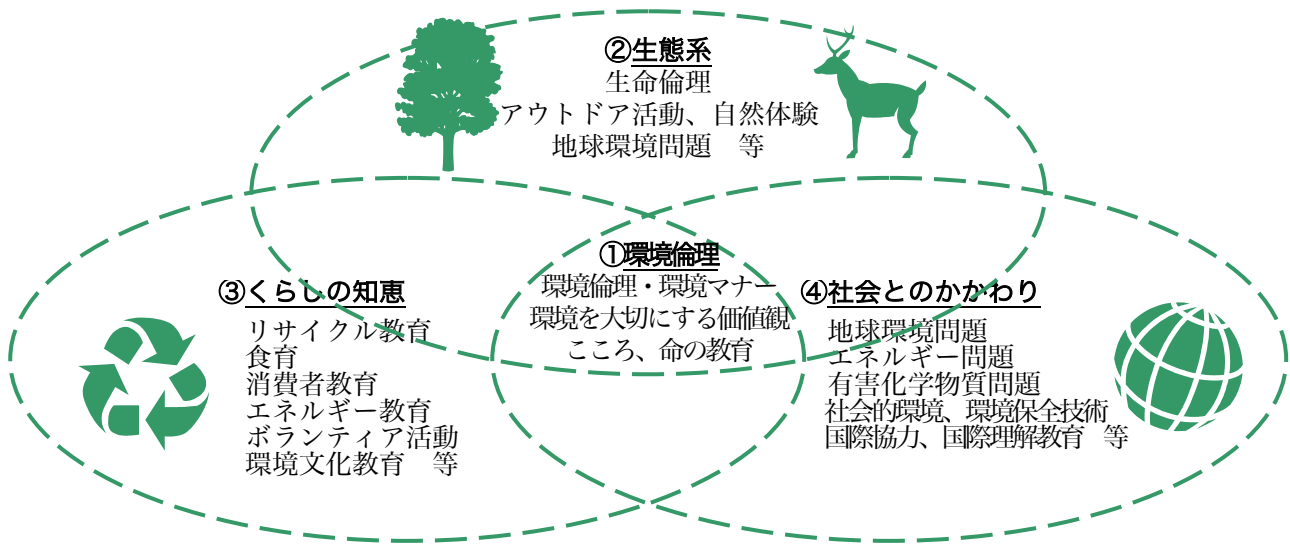


図 環境学習・教育の内容範囲

⑤ 「総合的な理解を促す」－体験を通じた総合的学習－

自然学習、地球環境学習、生活スキル、地域・社会学習を個別に学ぶだけでなく、発展的学習としてそれらの要素を総合的に学び、環境を総合的、多角的に理解できるような体験型環境学習・教育事業の創造を図る。

原則2 自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育プロセスの推進

- ・本県では、「発見」、「体験」をキーワードとした環境学習・教育をすべての分野、段階で推進し、環境を五感で学べるようにすることで、学習から実践、実践から学習へと自律的に発展するサイクルを構築していく。
- ・このため、県民だれもが自らの意志に基づいて学習内容、方法を自由に選び、学ぶことのできるよう、現場体験－基礎的学習－発展的学習－行動学習の継続的プロセスからなる仕組みの確立を図る。
- ・各段階での学習・体験を経て学び手が環境保全・創造に向け積極的に行動する人、ひょうごエコ・プレーヤーへとスパイラル・アップ（らせん状発展）するよう支援を行う。

① 「現場、本物に触れ、感動する」－現場体験（フィールド・ラーニング）－

効果的な環境学習・教育の実施のためには、「体験型学習・教育」が、環境に目を向けさせるきっかけづくりとして重要になる。体験による「おどろき」、「発見」、「わくわく」、「楽しみ」があって、はじめて人々の学習意欲は芽生える。例えば、自然体験により自然の美しさ、すばらしさを感じ、自然環境の大切さを痛感することによって、環境学習・教育への興味、意欲が高まるケースなどが考えられる。

例) ネイチャーゲーム、農林漁業体験、エコツーリズムへの参加、新エネルギー施設訪問

② 「基本を学ぶ」－基礎的学習（ゲートウェイ・ラーニング）－

現場、本物に触れ、環境について興味、関心を抱いた人々が、環境の基本的なことからについて学ぶことができるようなコースを用意する。それにより、人々が基本的知識や学習方法を習得し、発展的学習、実践への意欲を更に高めることができるようにする。

例) 環境関連 HP へのアクセス、県立公園・施設等でのイベント・セミナーへの参加、環境家計簿、エコチェック・カレンダーの記載

③ 「多様な選択肢の下、発展的に学ぶ」－発展的学習(アドバンスド・ラーニング)－

基本的知識を習得し、環境問題に深く興味を持った人々が、主体的、発展的に学べるように、多様な学習・教育メニューを用意する。そのためには、地域、学校、家庭、職場等社会の様々な場において学習への間口を設けるようにする必要がある。

例) 博物館のセミナー、ワークショップ、企画展への参加、エコハウスでの地球温暖化防止技術の学習、大学・関係機関等が実施する環境関連講座、人材養成講座の受講

④ 「意欲が高まり、行動をはじめる」－行動学習（アクション・ラーニング）－

環境について学んだ人が、環境問題の解決や美しい兵庫の実現に向け具体的な取組をおこせるよう支援していく。さらに、学び手が実践の成果を新たな体験型学習・教育の機会創造に結びつけ、教え手、担い手へとスパイラル・アップ（らせん状発展）できるような仕組みづくりも、環境学習・教育の発展・成熟には重要である。

例) 森・川・海の再生、公的空間の管理・運営、里地・里山保全等の地域活動への参画
エコライフの普及・啓発活動への参画（地球温暖化防止活動推進員としての活動等）

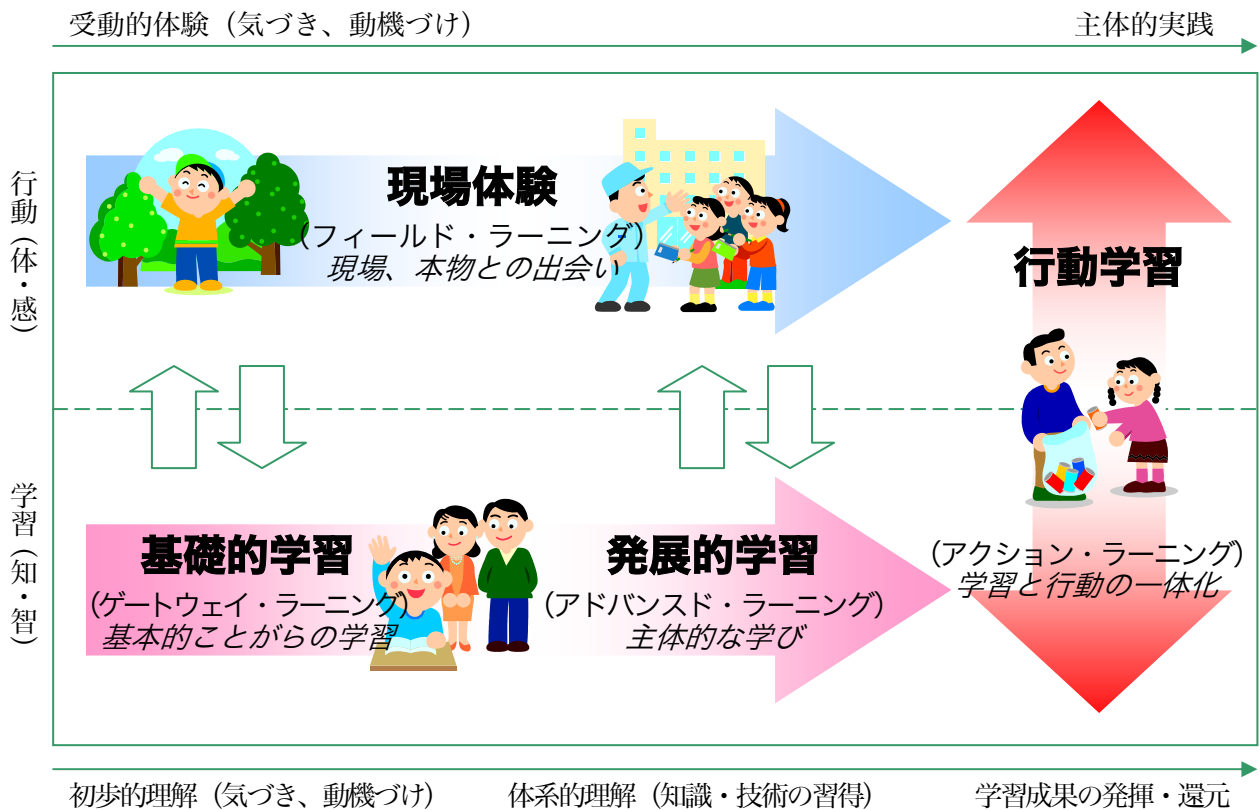


図 環境学習・教育のプロセス

原則3 本県の特性を踏まえた環境学習・教育の推進

- ・本県では、地域の自然・風土を生かした環境学習・教育モデルの創出を県民の参画と協働の下に推進する。
- ・環境学習・教育事業の実施にあたっては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえるとともに、本県内に立地する国際的機関の有効活用を図る。

① 地域の多様な自然・風土を生かした環境学習・教育モデルの創造

効果的な事業を行うためには、本県の自然環境、文化、地域の多様性を生かした環境学習・教育を行うことが必要である。

特に、河川やため池が多い本県では、健全な水循環等を題材に、森・川・海のつながり、生態系について学ぶことが効果的である。本県は、既に「ひょうご森・川・海再生プラン」、「コウノトリ野生復帰推進計画」、「兵庫県ため池整備構想」など、地域ぐるみで美しい県土づくり、自然再生の取組を行っている。これらの取組と連携した兵庫発の環境学習・教育モデルとして確立し、兵庫発のモデルとして全国、世界へと発信していく。

② 県民主役の取組の推進－広範な層の参画と協働－

本県では、「21世紀兵庫長期ビジョン」並びに「県民の参画と協働の推進に関する条例」の下、多くの県民が様々な政策決定に主体的に「参画」していくとともに、課題解決に「協働」して取り組んでいる。

県民を引き込む魅力ある環境学習・教育事業の実施も、県民との参画と協働の下に推進していくものとする。また、①で示した美しい県土づくりや自然再生などの地域づくりと環境学習・教育の連携も、参画と協働の実践の場として推進していく。

③ 防災教育との連携－阪神・淡路大震災の教訓継承－

本県では、阪神・淡路大震災を通じ、大自然の摂理に畏敬の念を持ち、自然とともに生きることの大切さ、命の大切さを改めて認識した。また、大震災や台風等の災害を契機にボランティアやNPO/NGO等の活動が活発化するなど、新たな参画と協働の気運や活動が生じた。こうした災害時の様々な経験を教訓にして、人と防災未来センター等と連携し防災教育の視点も入れた環境学習・教育を促進していく。

④ 国際協力・交流の推進－国際的機関の活用－

本県は、国際港神戸を有するなど、古くから「世界に開かれた」国際性豊かな土地柄である。また、環境面でも、APNセンター（アジア太平洋地球変動研究ネットワーク）、IGES（(財)地球環境戦略研究機関）関西研究センター、国際エメックスセンターなど、国際的活動を行っている機関を支援するとともに、中国広東省やブラジルパラナ州等と交流を行うなど、国際的な活動を積極的に実施している。

特に、平成15年にタイで開催された、閉鎖性海域の環境保全をテーマとした国際会議（エメックス会議）では、本県から高校生が参加して、自分たちの環境保全への

取組の発表と、世界各地からの参加者や研究者との交流を行ったところである。

今後、本県が持つこうした強みを活用し、国際的な視点を持った環境学習・教育の推進を図る。なお、健康問題に関連する環境学習・教育に関しては、WHO 健康開発総合研究センターとの協力推進等について検討する。

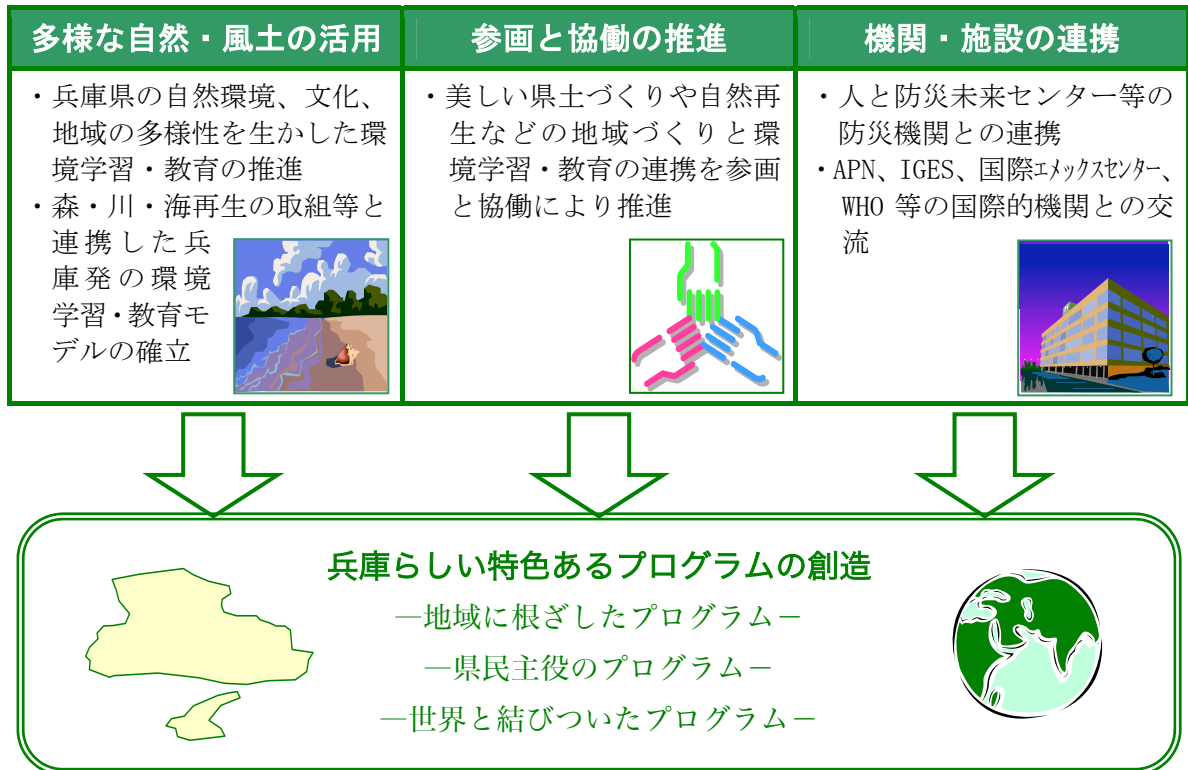


図 本県の特性を踏まえた環境学習・教育の考え方

(参考) 国際的な環境学習・教育の連携事例

◇青少年国際環境教育交流 (EMECS Schools and Students Partnership)

次世代を担う青少年が水を中心とした環境保全について、グローバルな視野に立った問題意識の醸成を図ることを目的として、第6回エメックス会議において、中学生、高校生、環境学習・教育指導者、環境学習・教育行政担当者が環境保全及び環境学習・教育に関する取組について活動報告後、質疑応答、意見交換を行った。

□開催時期 平成15年11月19日、20日

□開催場所 タイ・バンコク

□参加国 日本、タイ、アメリカ

□青少年環境学習・教育事例発表(日本)

テーマ:「ため池について—播磨地域の灌漑用池—」

発表校: 県立明石西高等学校

テーマ:「姫路沿岸に生息するイボニシ貝の雌の雄化に関する研究」

発表校: 県立姫路工業大学附属高等学校



(写真) 事例発表する高校生(明石西高校)

〔参考〕国際活動を行っている関係機関等の概要

◇APN センター（アジア太平洋地球変動研究ネットワーク）

- 所在地 神戸市
- 設立年 1999 年
- 概要 アジア太平洋地域における地球変動に関する国際共同研究を推進し、科学研究と政策との連携を強化することを目的とする政府間ネットワーク。「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」で、APN を活用した発展途上国での人づくりが提唱されたことを受けて、現在発展途上国向けの研究開発能力向上プログラム（CAPaBLE）を推進している。



◇(財)地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター

- 所在地 神戸市
- 設立年 2001 年
- 概要 アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現を目指し、実践的かつ革新的な戦略的研究を行う国際的研究機関。関西研究センターでは現在地球環境問題や循環型社会形成に対応した、産業・技術・地域社会システムの在り方に関する「産業と持続可能社会プロジェクト」を実施している。



(写真上)「気候災害と人間の健康」WHO・APN 合同フォーラム

(写真下)4国際機関が入居するIHDビル(東部新都市)

◇(財)国際エメックスセンター

- 所在地 神戸市
- 設立年 2000 年（前身の国際エメックスセンターは、1994 年設立）
- 概要 閉鎖性海域の環境の保全・創造を目的とする国際的機関。行政・研究者・事業者・市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を実施している。

◇WHO 健康開発総合研究センター

- 所在地 神戸市
- 設立年 1996 年
- 概要 地球規模で進む都市化や高齢化等に対応し、21 世紀に向けた新たな保健の枠組を構築するために設置。都市化や高齢化等が進む各国が抱える経済、社会、環境、人口統計学等様々な要因と健康との相関関係についての情報収集や研究など、21 世紀が抱える健康と福祉問題に対応できる実践的な戦略を探求し、一人ひとりの、家族の、そして地域社会における健康の増進と生活の質の向上に貢献する活動を実施している。

2 各主体における環境学習・教育の推進

環境学習・教育は、学校、地域、社会、職場、サービス提供の現場等様々な場で、社会を構成する多様な主体により行われるべきものである。環境学習・教育の実施主体ごとの位置づけと期待される役割は、以下のとおりである。

(1) 学校・教育機関、大学・研究機関

児童、生徒に対する環境学習・教育の実施主体である学校等においては、総合的な学習の時間等を活用し、環境に関する意識や環境倫理の醸成、知識の習得等を実現する環境学習・教育を実施することが期待される。そのため、環境学習・教育カリキュラムの開発や教員の研修等を主体的かつ積極的に行うことが求められる。



他方、大学等の研究機関は、環境科学等の専門課程において、学校、地域等との連携の下、新たな学習・教育方法を研究するとともに、環境学習・教育に係る専門的人材を養成し、社会に送り出すことが期待される。

(2) 地域団体（民間団体）

地縁団体や NPO/NGO 等の地域団体は、地域における環境学習・教育で中心的な役割を果たす実施主体であるとともに、自らが有する知見、行動力を活用し、学校や企業の取組を支援するなど、本県の環境学習・教育の推進力となることが期待される。



(3) 中間支援組織

中間支援組織は、県民、地域団体間、あるいは県民、地域団体等と行政の間のつなぎ手としての役割を果たすことが求められる。

また、NPO/NGO や地縁団体等の地域団体に対し情報提供、コーディネートを行い、多様な主体の交流・連携を支援することが期待される。



(4) 行政（県、市町）

県は、環境学習・教育の実施主体であるとともに、それが活発に実施されるように地域団体、中間支援組織、市町等に対し必要な支援等を実施する推進主体である。

市町は、本方針を参考としつつ推進法に基づく自らの方針等の策定・実施にあたるとともに、地域団体、中間支援組織、県との連携の下、環境学習・教育事業の推進主体、実施主体として地域の実情に即した活動を展開することが期待される。

(5) 企業・事業者

環境を良くすることが経済を持続的に発展させ、経済の活性化が環境の改善を呼ぶ、環境と経済の好循環社会の経済主体として、企



業は、事業活動の内外で環境学習・教育に取り組むことが求められる。

事業における環境負荷の低減や環境配慮型経営の実現に向け企業内教育を徹底し、環境倫理の醸成を図るとともに、地域の一員（企業市民）としての社会的責任を果たす観点から、地域の環境学習・教育の支援や環境保全活動に積極的に参画することが期待される。また、環境配慮型製品の購入やリサイクルの推進等に向けて、生活者、消費者の意識啓発を行うことも望まれる。

3 ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

ライフステージに応じた環境学習・教育の推進により、ライフサイクルを通じてエコライフスタイルを実践することが期待される。各ステージにおける推進の基本的考え方は以下のとおりである。なお、ライフステージに応じた環境学習・教育の標準的取組方向を示すと、別表のとおりとなる。

(1) 幼児期、小学生低学年

家庭において、ものを大切にする‘もったいない’の精神や、ものを得るまでの様々な労苦に対する感謝と敬愛の念を育むとともに、ごみのポイ捨てを行わないなど、環境に配慮した生活習慣を身につけさせる。



また、日常生活や集団生活の中で、周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもってかかわれるよう、体全体で自然と親しめる機会を与える。この体験を通じて豊かな感受性を育み、自然の希少性、神秘性や生命・環境の大切さを体感させる。

(2) 小学生高学年、中学生

自然観察などを通じて、自然に対する感性や命を大切にする心など、環境問題に対する意識の醸成や環境マナーの浸透を図る。



また、家庭内における省エネ活動の実践や地域での社会体験活動への参加等を通じ、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に向けた取組の大切さを学び、環境に配慮した社会規範、消費者倫理（分別意識、省エネ意識等）の涵養に努めるとともに、学習と実践の一体的展開により、環境に積極的にかかわり、環境に配慮した行動を自発的にとれるよう促す。

さらに、各教科や総合的な学習の時間等を通じ、環境に関する科学的理解を踏まえた知識を習得させる。また、環境問題の歴史や地域文化・伝承から未来に向けて行動すべき方向を学ばせ、環境保護・保全に対して自分の意見を持ち、意思表示できるようにする。

(3) 高校生

環境問題について、より論理的かつ科学的に学ぶような環境学習・教育を実施する。

また、地球環境問題を理論的に把握し、その解決に向けて環境問題を総合的、横断的に考え、主体的な価値選択と意思決定ができるようにする。

さらに、積極的に地域の環境保全活動に参加し公共心や環境意識を養うとともに、環境倫理について理論的に学ぶことが望まれる。



(4) 大学生

専門課程やボランティア体験、フィールドワーク、インターンシップ、国際協力・交流活動、国際理解教育などを通じて環境について積極的に学ぶとともに、それまでの環境学習・教育の成果を日常生活に生かして、新しいライフスタイルとしてのエコライフの創造に積極的に取り組むことが期待される。



また、大学院教育の充実等により、環境学習・教育について関心の高い者が、社会に出た後、環境学習・教育に係る指導者、教育者として活躍できるよう、幅広い専門的知識を身につけることが望まれる。

(5) 社会人世代

日常生活を通じて環境学習・教育の成果を実践することが期待される。家庭にあっては、率先垂範してリサイクルや省エネルギー等に配慮した生活に取り組む姿を子どもたちにみせることで、また子どもたちが学校等で学んだことから家族ぐるみで実践することで、エコライフスタイルの推進を図る立場にある。



地域においては、環境保全・創造活動に積極的に参画し、シニア世代から様々な知恵を学び、後継者として地域の活動を積極的にリードし、その時々々の社会潮流、環境課題を踏まえ、新たな展開を模索していく役割を担うことが、また、職場においては、自らの仕事の専門性と環境についてのかかわりを学びながら、環境マネジメント経営、グリーン購入等、事業所等における環境配慮の取組に率先して参画することが期待される。

(6) シニア世代

高齢者は、日常生活を通じて、昔から受け継がれてきた節約の精神や環境との共生に配慮した暮らしの知恵(生活用品・道具の修繕方法、ごみの出ない生活の実践ノウハウ、涼をとる暮らし方(打ち水等)等)、地域美化活動の習慣等を子や孫などに伝えることがその役割として考えられる。



また、地域の美化活動、植林、自然観察などの環境保全活動を指導者としてリードして、地域固有の自然環境や景観を守り、継承していくことの重要性、大切さを次世代に教えるなど、地域環境力を担う役割を生涯を通じて期待される。

表 ライフステージに応じた環境学習・教育の標準的取組方向

発達段階		基本的考え方	実施主体	取組方向例
原体験	(幼児期・小学生低学年)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において、ものを大切に作る‘もったいない’の精神や、ものを得るまでの様々な労苦に対する感謝と敬愛の念を育むとともに、環境に配慮した生活習慣を確立 日常生活の中での体験を通じて、豊かな感受性を育み、自然の希少性、神秘性や生命・環境の大切さを体感 	幼稚園 保育園 小学校 家庭 地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 幼児向け「はじめての環境学習プログラム」(「絵本」、「紙芝居」の制作等) 保育士等を対象としたリーダー研修等
	(小学生高学年・中学生)	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題に対する意識の醸成や環境マナーの浸透 環境に配慮した社会規範、消費者倫理の涵養と環境に配慮した行動の促進 科学的理解を踏まえた知識の習得 環境問題の歴史や地域文化・伝承から未来に向けて行動すべき方向を学習 	小学校 中学校 家庭 地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向け環境学習読本の制作 国際環境学習・教育プログラムの推進 環境防災学習・教育プログラムの推進 環境マナー教育指導者養成講座及び社会体験事業指導者養成講座の開設等
基本的理解	(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> 論理的かつ科学的な学習 地球環境問題を理論的に把握し、主体的な価値選択と意思決定を可能にする。 積極的な地域の環境保全活動への参加による公共心、環境意識の涵養 環境倫理の理論的な学習 	高校 地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 国際環境学習・教育プログラムの推進 環境防災学習・教育プログラムの推進 科学教育としての環境教育指導者養成講座の開設等
	(大学生)	<ul style="list-style-type: none"> 専門課程、ボランティア体験、フィールドワーク、インターシップ、国際交流活動を通じた学習 環境学習・教育の成果を日常生活に生かした新しいライフスタイルとしてのエコライフの創造 大学院教育の充実による環境学習・教育に係る指導者・教育者の育成 	大学 地域団体 企業・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 大学生環境学習・教育インターンシップ制度の創設 ひょうご環境防災学習・教育プログラム 環境学習・教育研究制度(受託研究の実施・寄付講座の開設等) 公開研究会の開催
発展的理解	(社会人世代)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を通じた環境学習・教育の成果の実践 率先垂範してリサイクルや省エネ等に配慮した生活に取り組むなど、家族ぐるみでエコライフを実践 地域の環境保全・創造活動に積極的に参画し積極的にリード 職場における環境配慮の取組への率先した参画 	家庭 地域団体 企業・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 社会人環境リテラシー向上講座 エコ・ファミリー研修・表彰制度 指導者・支援者向けゼミナールの開催(インタープリター・ファシリテーターの養成、社員研修講師の養成等)
	(シニア世代)	<ul style="list-style-type: none"> 節約の精神や環境との共生に配慮した暮らしの知恵、地域美化活動の習慣等を子や孫などに伝授 地域の環境保全活動を指導者としてリード 地域固有の自然環境や景観の保全・継承の重要性を次世代に教え、地域環境力を担う。 	家庭 地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 「世代環交流」学習活動(昔の生活知恵袋伝承講座) 指導者・支援者向けゼミナールの開催(インタープリター・ファシリテーターの養成) 「語り部」育成事業
実践的活動	(実践的活動)			
	(教育的活動)			

V 環境学習・教育の推進方策

1 推進にあたっての基本目標

IVでみた環境学習・教育の在り方に沿って、下記のような基本目標の下、県民各自が主体的、自主的に学ぶことのできる学習・教育システムの仕組みの構築を目指す。

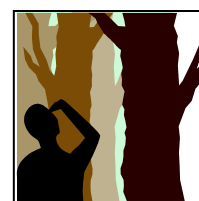
(1) 「だれもが、どこでも、いつでも学べる仕組みづくりー参加者の拡大ー」

環境問題への関心の程度にかかわらず、だれもが日常生活の中で、家庭、学校、職場、地域等の多様な場において気軽に環境について学べる条件整備に努めることが重要である。このため、一般県民の幅広い層に環境についての基礎的な知識習得の機会の提供を目的とした各種の環境学習・教育事業の提供により、県民の環境学習・教育の場づくり、環境学習・教育機会の拡大に努め、エコライフスタイルの裾野拡大を図る。



(2) 「五感（触れる、見る、聞く、嗅ぐ、味わう）で学ぶ場づくりー拠点の形成ー」

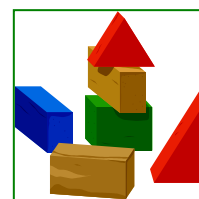
環境への理解を深めるには、知識・情報を習得するだけでなく、実際に環境に触れ、五感に基づき環境の大切さを体感する現場体験の機会が重要である。例えば、自然体験により自然への畏敬の念を感じることで、環境学習・教育への興味、意欲が一層喚起されることもある。



このため、森、川、海の様々な空間において各種施設を活用した、森・川・海などでの体験型環境学習・教育の場づくりに努める。

(3) 「学びの資源づくりー学習基盤の形成ー」

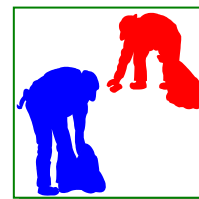
環境学習・教育の発展に向け、環境学習・教育プログラムの開発、人材育成、情報提供等に係る県内共通の基盤づくりを進めることが重要である。このため、学校と民間団体や地域と企業、自然観察を行う民間団体と科学的な理解を支援する民間団体など、関係機関・施設の相互協力を推進していく。



また、学習基盤の構築により、環境学習・教育に係る地域資源のネットワーク化を実現し、地域の人々が県内に存在する関係機関の優れた知見・経験等のストックを有効に活用できるような環境の整備に努める。

(4) 「学びから実践へ、実践から学びへの環づくりー学習と実践の一体化ー」

環境学習・教育は、単なる学習に終わるのではなく、環境の大切さに気づき、環境共生意識を醸成し、エコライフスタイルの実践へとつながることが重要である。このため、環境学習・教育は、学ぶ者に明確な動機づけを与えることができるよう、発展性、展開性をもった内容として考えられなければならない。他方、環境学習・教育の輪を拡大していくには、環境保全等の実践活動の中から環境学習・教育への興味、意欲が喚起されるよう、学びと実践の連携、循環が重要である。このため、学習と実践の一体化を推進していく。



2 具体的な推進方策

本県では、当面、基本目標の下、体験型環境学習・教育機会を県民に幅広く提供するとともに、必要となる基盤の整備と実施主体への支援を図ることで、環境学習・教育を推進して行くべきである。

体験型環境学習・教育の提供にあたっては、県民運動や地域での様々な取組と連携して参加者の拡大を図るとともに、学習と実践の一体化を実現する。基盤の整備については、拠点形成だけでなく、情報提供、人材育成・活用、プログラムの開発等すべての領域にわたって進めていく。実施主体への支援に関しては、総合的な支援体制の確立を図るとともに、学校等の各主体における独自の取組を促進し、裾野の拡大を図る。

なお、本県では、これらの取組を総合的に推進するために、従来試行的に展開してきた「ひょうご環境学校事業」を県が実施している環境学習・教育にかかわる事業すべてを包含した形へと拡大再編する（P36 参照）。その中では、環境学習・教育を主目的とする事業をその中核事業と位置づけ、それらを中心にひょうご環境学校事業を体系的に展開していくものとする。

(1) 体験型環境学習・教育の機会の幅広い提供

本県が県民の参画と協働の下に進める森・川・海の再生に向けた活動を核に、体験型環境学習・教育を進める。また、重要性が増している地球温暖化の問題については、エコハウスを拠点とした取組を推進することで、参加者の裾野拡大を図る。



ア 森・川・海の再生をテーマとした体験型環境学習・教育の推進

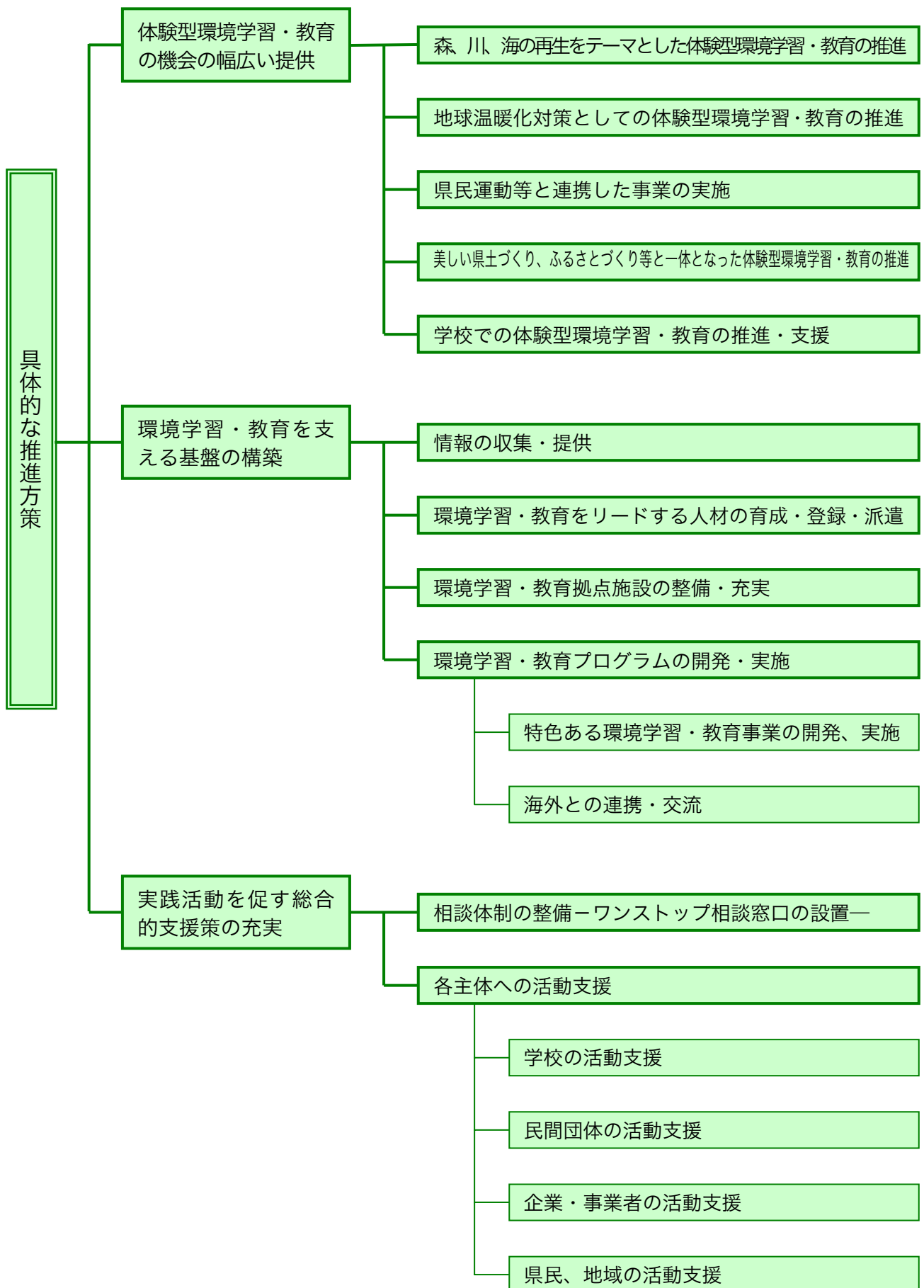
これまでのモデル地区での取組の経験や流域協議会での検討を踏まえ、森・川・海をフィールドにした、地域の実情に応じた体験・交流型の環境学習・教育を一層推進していく。

事業実施にあたっては、地域 NPO/NGO や青少年団体、小中学校との連携・協力により、子どもから大人までが参加できる環境学習・教育の場づくりを進め、森・川・海の再生に向けた身近な地域での取組とあわせ、これを題材に、流域から地域住民全体を対象とした多様な環境学習・教育を定着・発展させいく。

イ 地球温暖化対策としての体験型環境学習・教育の推進

兵庫県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、エコハウスを地球温暖化対策に係る体験型環境学習・教育の拠点として積極的に活用し、小中高校生、社会人、教師、地域活動リーダー等を対象に、地域、学校、家庭で身近に実践できる温暖化対策や最新の地球温暖化防止技術についての学習体験の機会を提供する。

図 具体的な推進方策の体系



ウ 県民運動等と連携した事業の実施

県民の環境問題への理解を深め、行動への動機づけを図ることを目的に、自然体験や環境保全事業（里地・里山保全等）、社会教育等との実践活動と連動した環境学習・教育を事業実施し、エコライフスタイルの浸透、裾野拡大を図る。

特に、環境美化活動、リサイクルなどの循環型社会形成事業等、環境とかかわりの深い活動が多数含まれる県民運動とは、体験型環境学習・教育の連携を進め、学習と実践の一体的展開を図る。

エ 美しい県土づくり、ふるさとづくり等と一体となった体験型環境学習・教育の推進

県民の参画と協働の下、都市公園、自然公園、河川空間等の公有空間管理の取組（アドプトプログラム⁷等）や里山林等での農林業体験、学習活動、農山村との地域間交流事業（ひょうご「学びの農」推進作戦⁸、「緑の少年団」⁹等）、地域風土・文化の保全・継承活動等と一体化して環境学習・教育を進める。

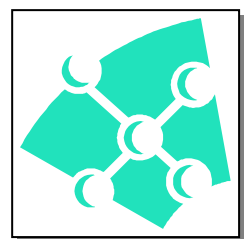
それにより、地域主体の美しい県土づくり、ふるさとづくりを推進するとともに、地域の人々、特に子どもたちを対象に、地域の自然環境や風土文化への理解を促し、ふるさとへの愛着を育む。

オ 学校における体験型環境学習・教育の推進・支援

小・中・高等学校における地域での体験型環境学習・教育の推進に向け、地域全体でその取組を支援する仕組みを構築する。専門家と教職員が適切に役割分担を図りながら学習・教育プログラムの作成を効果的に行うとともに、地域の団体・個人が学校、地域のつなぎ手として活動し、活動場所、人材活用等のコーディネートにあたる体制を整える。また、行政、NPO/NGO、事業者等が協働して、体験のフィールドとなる里山林、田・菜園等の自然空間や各種施設等の整備・提供を行う。

(2) 環境学習・教育を支える基盤の構築

自ら「発見」、「体験」し、自ら学ぶ環境学習・教育を実現するためには、「人材」、「場（施設）」、「環境学習・教育プログラム」といった環境学習・教育基盤の充実が必要であることから、そのための推進方策を実施する。

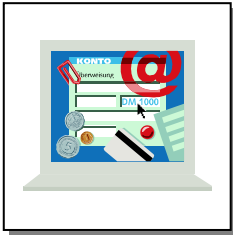


⁷ 兵庫県管理の道路・河川・海岸等の公共物の一定区間で美化清掃等を行うボランティア団体（住民や企業）と県、市町の三者による合意書の締結により「養子縁組（アドプト）」し、快適な生活環境の創出に取り組んでいる。参加団体は、担当地区の美化清掃、草刈り、植栽等を行い、県は地域の状況に応じて、参加団体等を表示する看板の設置や、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給等の支援をしている。

⁸ 子どもたちが農林漁村に宿泊し、地域の人々と交流し様々な農林水産業の体験を行う「こども自然体験ファーム」、遊休農地等に地域の小学校の「体験農園」を設置し、栽培体験や作物の生育の観察を通じた自然体験の場を提供する「いきいき農作業体験事業」など、次代を担う子どもたちが、農林水産業の果たす役割や大切さを学ぶとともに、「食」や「農」への関心を深める取組

⁹ 次代を担う子供達が、①森林での学習活動、②地域の社会奉仕活動、③レクリエーション活動を通じて自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的として結成された子供達による自主的な団体。平成17年12月末現在、県内で282団体（7,894人）が結成されている。

ア 情報の収集・提供

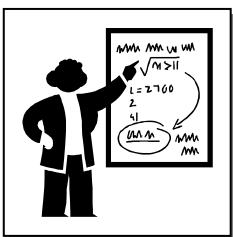


環境学習・教育についての基礎的な知識や国内外の先進事例等の情報を収集、データベース化、アーカイブ化し、広く一般の利用に供する。イベント情報等県民に直接役立つ情報については、インターネット、情報誌等を通じ幅広く発信する。

また、県民に対し、県内各地で行われている参加可能な体験型環境学習・教育の実施状況について体系的な情報提供を行うことで、県民の環境学習・教育への参加を推進する。

さらに、地域での環境学習・教育を具体的に推進する上で参考となるモデル・プログラム等を作成し、学校、地域団体、関係機関等に広く頒布する。

イ 環境学習・教育をリードする人材の育成・登録・派遣



環境学習・教育の推進に向けては、専門的人材の育成が不可欠となる。このため、地域において専門知識・経験等を有し、環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った環境学習・教育指導者（プロデューサー）等を養成する。特に、地域リーダー、教員、企業従事者等向けに研修を実施するとともに、安全性の確保が必要な川・海の環境学習・教育ボランティアや、学校・地域と団体・施設等をつなぐコーディネーター、ファシリテーター等の人材育成を推進する。

また、人材育成プログラムの修了者等の有効活用を図るために、人材登録制度の創設を図る。それにより、講師・指導者から、ボランティア、協力者まで、多彩な環境学習・教育を支える多様な人材の結集・ネットワーク化を図る。なお、登録制度の運営にあたっては、専門的な知識・経験を有する人材を積極的に発掘、登録・登用できる仕組みづくりを進める。

さらに、環境学習・教育を実施しようとする団体・組織等に対し、登録者の中から適切な人材をあっせん・派遣し、学習・教育内容の充実に貢献するとともに、登録者に実践の機会提供を図る。

このほか、多様な人材が環境学習・教育の推進に携わることができるよう新たな職能の創設についても、今後検討していくものとする。

ウ 環境学習・教育拠点施設の整備・充実



県内各地の野外施設、社会教育施設等を、「森・川・海の再生」、「地球温暖化」などの環境課題について学べる体験型環境学習・教育施設として位置づけ、その整備・充実を図る（下表参照）。

また、これら「体験型施設（フィールド拠点）」間の連携を図るとともに、それら施設群と環境学習・教育に係る「知的インフラ機関」（国際的機関等）、県民、地域団体、学校、事業者等の「エコ・プレーヤー」を結び、つなぐ、新たなネットワークの形成を推進する。

このため、環境学習・教育の総合的推進に係る中核交流拠点機能として、「ひょうごエコプラザ」の充実・整備、運営を行う。当該機能として、それらの3つの主体

内、主体間を結ぶネットワークの形成を図るとともに、各主体のニーズに沿って情報発信、人材派遣、プログラム開発、専門相談等必要な支援の総合的な実施を図る。

表 森・川・海のフィールド拠点例

名称	機能	環境学習・教育プログラム例	内容
人と自然の博物館	環境学習・教育の総合的環境学習・教育施設	県内各地の自然や生物多様性等を理解し、環境保全の重要性について学べる体験型プログラム ・各地域の自然環境セミナー ・各地域の自然環境調査	①自然環境関連の情報提供 ②自然環境関連の人材育成 ③体験型プログラムの提供
母と子の島	瀬戸内を中心とした海の体験型環境学習・教育施設	瀬戸内の環境保全、海域の重要性について学べる体験型プログラム ・瀬戸内海の環境調べ ・藻場、干潟の水質浄化	①日常では体験できない自然豊かな海のフィールドでの様々な体験型環境学習 ②海は特に安全性が求められていることからサポーター研修等人材育成
コウノトリの郷公園	円山川を中心とした川・田んぼの体験型環境学習・教育施設	川や水辺の果たす役割等を学ぶ体験型プログラム ・水生生物の調査 ・鳥類の観察	①円山川流域の自然環境、農地の環境、コウノトリを取り巻く生態系の状況等、体験型環境学習 ②地域 NPO、ボランティア、地域住民等を連携したサポート体制づくりを進め利用
六甲山自然保護センター	森の環境教育、特に「環境保全」が防災につながることを理解できる体験型環境学習・教育施設	森の果たす役割、環境保全の防災に対する役割等を学ぶ体験型プログラム ・森の生物観察 ・ブナの調査 ・里山保全	①森のフィールドでの様々な体験型環境学習 ②「環境保全」と「防災」をつなぐ。 ③施設を中心に活動している団体同士や地域をつなぎ、さらに人と自然の博物館等専門機関をつなぐことにより、環境学習・教育の幅を広げる。

表 ひょうごエコプラザの概要

設置場所	神戸市内
概要	情報発信、交流促進、活動支援等の機能を有し、環境学習・教育の中核、交流拠点、活動団体等の交流拠点、環境学習・教育の総合相談窓口となるひょうごエコプラザを整備する。
機能	① 情報発信 資料や図書、ビデオ等で情報を提供する。 ② 総合相談窓口 コーディネーターを配置し、情報提供や具体的な助言・提案を行い、県民からの相談に対応する。 ③ 交流促進 多様なNPOや企業、研究機関等が交流し、ネットワークを形成できる交流スペースを設ける。

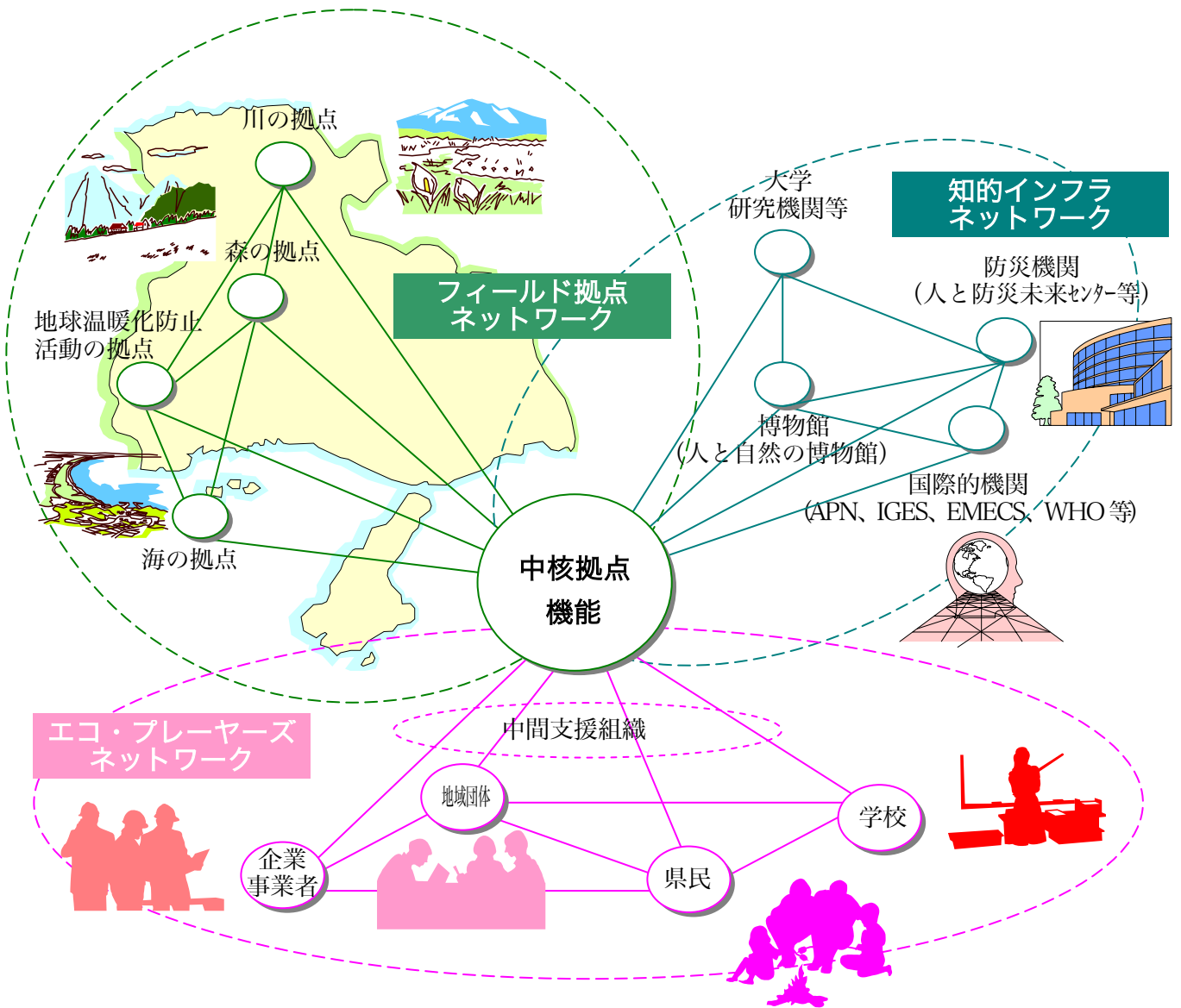


図 ‘ひょうごエコ・プレーヤーズ’ ネットワークのイメージ

エ 環境学習・教育プログラムの開発・実施



五感で学び、自ら発見、体験する環境学習・教育の実現には、専門的人材とともに、優れたカリキュラムが必要不可欠である。

そのため、モデルとなる環境学習・教育プログラム・パッケージの開発、提供に努めるとともに、地球温暖化問題等現在取組がより求められる分野や体験型環境学習・教育施設等で活用する環境学習・教育事業を、施設、行政、教育・研究機関等の協働により企画・実施する体制を整備する。

(ア) 特色ある環境学習・教育事業の開発、実施

体験型環境学習・教育施設、行政、教育・研究機関の協働により、防災教育と環境学習・教育の連携や自然科学、生活科学、社会科学の各領域にまたがる学際

的な環境学習・教育カリキュラムの開発などにより、兵庫ならではの特色ある施策の展開を行う。

(イ) 海外との連携・交流

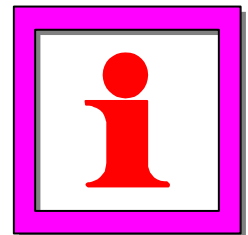
APN センター、IGES ((財)地球環境戦略研究機関) 関西研究センター、国際エメックスセンター、WHO 健康開発総合研究センターといった国際的機関との連携の下、海外との連携・交流を進め、国際的な視点をもった特色ある環境学習・教育の推進を図る。特に、アメリカのチェサピーク湾プロジェクト等の環境保全・教育事業を参考に、世界に向け情報発信できるような環境学習・教育システムの実現を目指す。

このため、各国際的機関の活動・研究成果の地域における環境学習・教育への‘還元’を促す仕組みづくりを進めるとともに、指導者養成のための研修プログラムづくり、研修担当講師の選定・派遣等において協力関係の構築を図る。

このほか、内外の教育機関、国際機関、博物館、NPO/NGO 等の連携の下、青少年の国際的な体験交流（「ボルネオジャングル体験スクール¹⁰」等）や研究発表（事例「国際的な環境学習・教育の連携事例」P20 参照）の機会提供に努める。

(3) 実践活動を促す総合的支援策の充実

総合的な相談体制の整備に努めるとともに、多様な実施主体による環境学習・教育を推進するため、実施主体の特性に応じた支援を行う。



ア 相談体制の整備—ワンストップ相談窓口の設置—

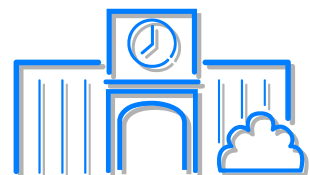
環境学習・教育やそれと連携した環境保全活動を行おうとする学校、民間団体、地域（県民）等に対する支援を充実する。

特に、ワンストップ相談窓口を設置し、収集した情報を活用した各種の助言・情報提供等を行うとともに、環境学習・教育カリキュラムの内容や環境学習・教育等の事業をアレンジするコーディネーター、ファシリテーター、指導などを行える人材等のあっせんを実施する。

イ 各主体への活動支援

(ア) 学校（幼稚園—小中高校—大学）

民間団体、民間企業等外部の環境学習・教育資源と学校間の連携促進、児童・生徒、教員に対する体験型環境学習・

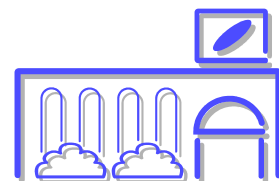


¹⁰ 県立人と自然の博物館が、国際学術交流協定を締結しているマレーシア国立サバ大学の協力の下、子どもたち（県内在住の小学校6年生から高校3年生までの児童・生徒）を対象に実施している、ボルネオ島熱帯雨林への1週間程度の自然体験ツアー。平成10年度よりほぼ毎年夏休み中に実施している。

教育の機会提供など、学校での環境学習・教育に関するニーズを踏まえた支援を積極的に実施する。

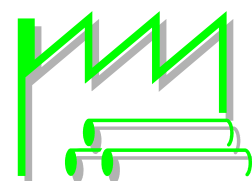
(イ) 民間団体（地域団体）

環境学習・教育を行う民間団体等の設立支援、運営相談や環境学習・教育活動の支援ファンド等に関する情報提供、連携を求める民間団体、個人間の連携・マッチング支援など、民間団体の育成・強化に向けた支援を行う。



(ウ) 企業・事業者

環境学習・教育へのインセンティブづくり、活躍の場の紹介、地域との連携の場づくり、中小企業へのカリキュラム作成支援等を中心に、企業・事業者への支援を実施する。



(イ) 県民、地域

環境学習・教育に資する地域での環境美化運動等の環境保全活動やエコツーリズム等の地域活性化の取組、子どもたちが自然と触れ合う場の提供（「子どもの冒険ひろば¹¹」等）などについて各種支援を行う。



¹¹ 兵庫県で実施している事業。「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、子どもたちが旺盛な好奇心やエネルギーを発散させ、のびのびと生きていく力を養う場として県内各地の公園等で「冒険ひろば」を開設するため、その場でNPO、青少年団体・グループ等と協働して、子どもたちに自然と触れ合う様々な機会を提供している。

VI 総合的な推進体制の構築

1 支援・推進体制の整備

環境学習・教育を総合的に支援・推進するためには、強力なネットワークの形成や基盤整備が求められる。そこで、全庁的な推進体制となる「兵庫県環境学習環境教育推進本部」を設置するとともに、(財)ひょうご環境創造協会の中間支援組織としての機能強化を図り、同協会が管理・運営する「ひょうごエコプラザ」を多様な主体の連携を促進する環境学習・教育の中核交流拠点となるよう充実・整備する。

(1) 「兵庫県環境学習環境教育推進本部」の設置

分野横断的に展開される環境学習・教育の性格上、その推進にあたっては、知事部局はもとより、教育委員会等の行政委員会との連携をこれまで以上密にしていく必要がある。

そこで、環境学習・教育施策の体系的展開を図るため、庁内の調整・連携の場として知事を本部長とする「兵庫県環境学習環境教育推進本部」を設置する。同本部では、ひょうご環境学校事業の横断的かつ効率的な調整・推進を図る。また、県の環境学習・教育に係る施策・事業の評価・検証を実施する役割を担う。

(2) (財)ひょうご環境創造協会の機能強化

兵庫県の外郭団体である(財)ひょうご環境創造協会は、環境適合型社会の形成を目指して、県民の日常生活や事業者の事業活動を環境に配慮したものに改めるための促進事業等を行うことにより、環境の保全と創造に資することを目的として設立された団体である。

これまで、同協会は本県の環境学習・教育施策の実施や、地域での実践活動を支援する主体として大きな役割を担ってきたが、今後のひょうご環境学校事業の展開に際して県は、行政と県民、活動団体等をつなぐ中間支援組織として同協会の一層の機能充実を図るものとする。

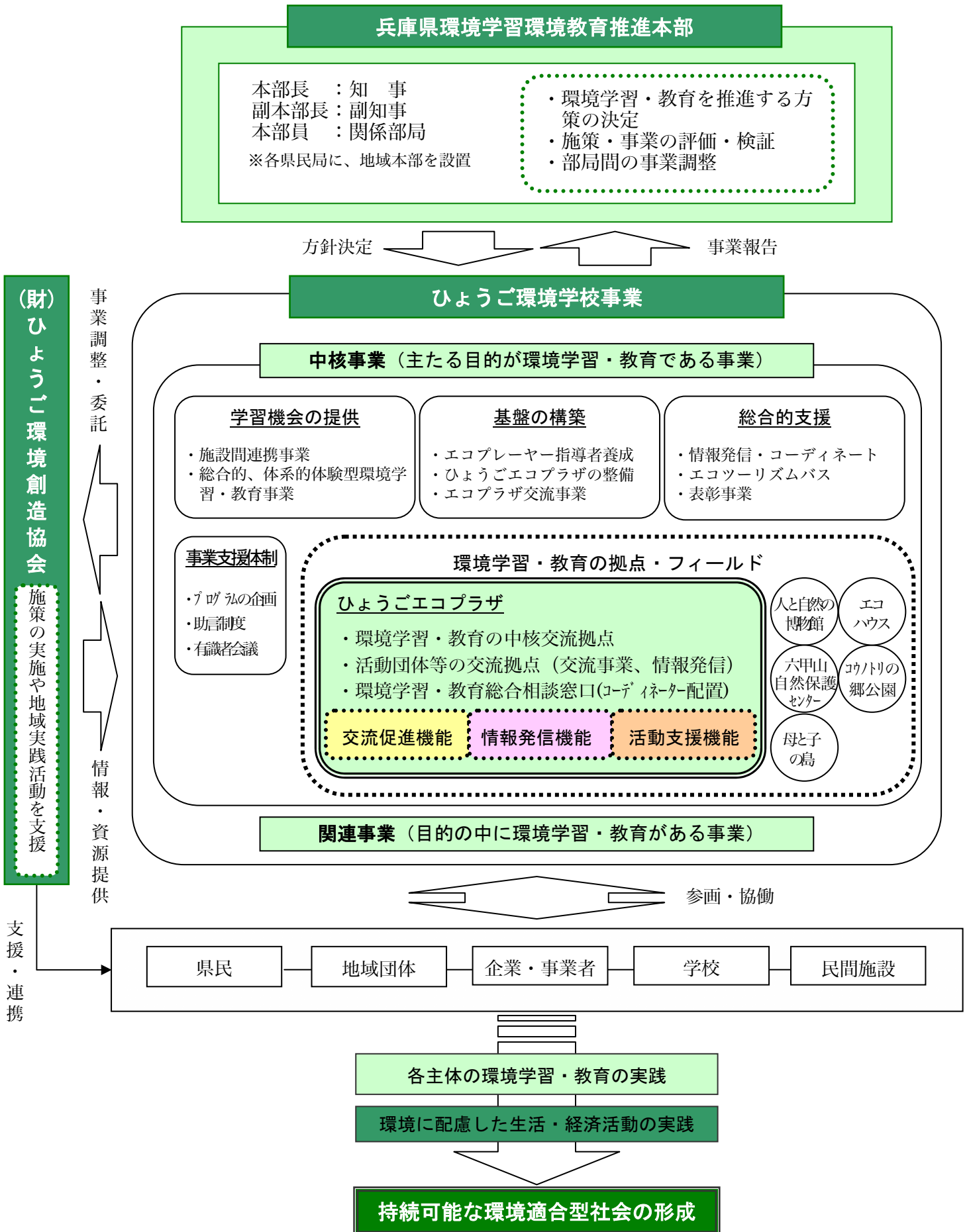
(3) 「ひょうごエコプラザ」の充実・整備、運営

環境学習・教育の総合的推進に向けては、地域の人材・資源の結集を図り、総合的な支援・推進体制の構築を図ることが必要である。

このため、(財)ひょうご環境創造協会が管理・運営する「ひょうごエコプラザ」を環境学習・教育に係る中核交流拠点として充実・整備する。同プラザでは、情報提供、相談業務を行うほか、環境学習・教育に係る専門的人材を配置し、調査研究、プログラム開発、人材育成などを総合的に実施し、県内の環境学習・教育を推進する。

また、こうした活動を通し、同プラザは行政と民間団体、企業・事業者間の相互支援、環境学習・教育の体験施設と教育・研究機関の交流、環境学習・教育事業の実施機関と県民の協働など、多様な主体間の連携を促進する。

図 支援・推進体制の整備



2 主体間での適切な役割分担の実施

環境学習・教育の推進に向け、行政、中間支援組織、地域団体は、それぞれの特性に応じて適切な役割分担を果たしていくことが求められる。

行政は、環境学習・教育の推進方策、ガイドラインを提示し、総合的・体系的な環境学習・教育メニューを示す必要がある。また、環境学習・教育に関連した情報収集・提供、人材交流を目的としたプラットフォーム構築を図るとともに、必要に応じ新たな施設、設備の提供を行うことが期待される。このほか、裾野拡大に向けた普及啓発活動の推進もその重要な責務である。

中間支援組織は、学校、地域団体、事業者等を対象に、情報提供、人材・資源のマッチング、カウンセリング等を実施する総合機関として機能することが求められる。独自の人材、ノウハウ、ネットワークを有して、人材育成、プログラム開発等において専門的なサービスを提供することが期待される。また、行政と地域団体の協働、産学官の連携、地域を越えた広域的な交流等の場において、媒介者（インターメディアリー）としての役割を果たす必要もある。

地縁団体、NPO/NGO等の地域団体は、地域に根ざした取組を推進する実施主体として期待される。環境学習・教育に資する地域資源を守り育て、環境学習・教育と環境美化活動等の実践活動の一体的展開を実質的に支える上で不可欠な存在である。また、学校・家庭・企業等の間で地域ネットワークを構築する際の結節点として重要な役割を果たす。

3 評価・検証の実施

(1) 「ひょうご環境学校事業プログラム」の策定・推進

本方針のフォローアップのために、「ひょうご環境学校事業プログラム」を策定し、毎年次その更新を図るものとする。

同プログラムでは、本方針で示された環境学習・教育の具体的な推進方策に沿って、施策を体系化する。また、施策ごとに実施主体、期間、概要等を示すとともに、可能な限りその成果やアウトカムを明らかにするよう努める。

なお、同プログラムの策定、評価・検証に関しては、「兵庫県環境学習環境教育推進本部」が中心的な役割を担うものとする。

(2) 評価指標の設定

環境学習・教育施策の着実な推進を図るには、評価指標の導入等により、客観的な評価・検証の仕組みを構築することが課題となる。それにより、環境学習・教育支援の取組の結果を分かりやすく示すことが期待される。

そこで、ひょうご環境学校事業に係る数値指標を、本方針における全体的な推進目標として位置づけ、その達成状況のフォローアップに努める。

表 評価指標例

指標名	現状値 (平成17年度)	目標値 (平成22年度)
ひょうご環境学校事業への全参加者 (関連事業を含む。)	800,000 人	1,500,000 人
ひょうご環境学校事業における中核事業 への参加者	55,000 人	112,000 人
ひょうご環境学校事業における環境学習・教育 拠点の利用者	30,000 人	80,000 人
ひょうご環境学校事業における体験型環境 学習・教育への参加者	25,000 人	32,000 人

ひょうご環境学校事業の実施結果（アウトプット指標¹²）に加え、その成果（アウトカム指標¹³）、社会全体へのインパクトや波及効果についても把握するよう努める。具体的には、人々の意識やライフスタイルの変化の指標化を試みるとともに、地域社会の持続可能性を測るアウトカム指標の導入を図る。

(3) 参画型評価¹⁴の推進

本方針のフォローアップにあたっては、情報の開示を積極的に進める一方、県民意識調査等の実施・活用を通じ、県民の意見や見方がモニタリング・評価や施策・事業の改善に確実に反映されるように努める。

¹² 政策、施策、事業による活動量、産出量を測る指標

¹³ 政策、施策、事業による活動の成果、社会的影響を測る指標。ある政策等によりサービス等（ある施策等の対象者に直接に提供された金銭、モノ又はサービス）を提供した結果として、県民にもたらされる成果を指標としたもの

¹⁴ 最終受益者を含む幅広い関係者が、評価計画の作成、情報の提供・収集・分析、プロジェクトの当初計画の作成などに可能な限り参画して行う評価である。その手法としては、一般に①行政機関等の内部評価に市民の意見を取り入れ反映させる方式、②行政機関とボランティア組織などの協働で評価が行われる方式、③市民が行政機関から独立して評価を行う方式に区分される。

参考資料

資料1 環境学習・教育をめぐる国際的な動き

宣言等名称	場所、年次	内 容
<p>ストックホルム 人間環境宣言 …人間環境の保全と向上を世界共通の目標としその実現の意思を明らかにした。</p>	<p>1972年6月 国連人間環境会議 (スウェーデン・ストックホルム) …環境問題全般についての初めての大規模国際会議</p>	<p>教育の必要性 …環境問題についての若い世代と成人に対する教育は、恵まれない人々に十分に配慮して行うものとし、個人、企業及び地域社会が環境を保護向上するよう、その考え方を啓発し、責任ある行動を取るための基盤を拡げるのに必須のもの</p>
<p>ベオグラード憲章 …環境学習・教育に対する考え方、活動の在り方についての共通理解を明確にするため、6項目を目標として示した。</p>	<p>1975年10月 国際環境教育会議 (旧ユーゴスラビア・ベオグラード) …環境教育政府間会議の準備のために環境教育専門家ワークショップとして開催</p>	<p>環境教育の目的 …環境教育の目的は、世界の全住民が環境やそれにかかわる諸問題に気付き、関心を持つとともに、現在の問題の解決と新たな問題が起きることを未然に防止するために、個人及び集団として活動する上で必要な知識、技能、態度、意欲、実行力を身につけた人々を世界中で育成すること。</p> <p>目標 関心…環境問題に対する関心と感受性を身につける。 知識…環境問題及び人間の環境に対する厳しい責任や使命についての基本的な理解を身につける。 態度…社会的価値や環境に対する強い感受性、環境の保護と改善に積極的に参加する意欲を身につける。 技能…環境問題を解決するための技能を身につける。 評価能力…環境状況の測定や教育のプログラムを生態学的・政治的・経済的・社会的・美的その他の教育的見地に立って評価できる。 参加…環境問題を解決するための行動を確実にするために、責任と緊急性について認識を深める。</p>
<p>トビリシ勧告</p>	<p>1977年10月 環境教育政府間会議 (旧ソ連・グルジア共和国・トビリシ)</p>	<p>環境教育の目的 …都市や田舎における経済的、社会的、政治的、生態学的相互依存関係に対する関心や明確な意識を促進すること。 …すべての人々に、環境の保護と改善に必要な知識、価値観、態度、実行力、技能を獲得する機会を与えること。 …個人、集団、社会全体の環境に対する新しい行動パターンを創出すること。</p> <p>環境教育の目標 関心…環境とそれにかかわる問題に対する関心や感受性を獲得させる。 知識…環境とそれにかかわる問題についての多様な経験や基本的な理解を獲得させる。 態度…環境の保護と改善に積極的に参加する意欲を獲得させる。 技能…環境問題の明確化と解決に必要な技能を獲得させる。 参加…環境問題の解決に向けたあらゆる活動に、積極的に関与する機会を与える。</p>

宣言等名称	場所、年次	内 容
<p>リオ宣言（環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言）</p> <p>…環境に対する国の権利と責任、持続可能な開発、予防的方策、汚染者負担の原則、女性や先住民の役割、戦争の破壊的性質、平和、開発、環境保全の相互依存性などを記述</p>	<p>1992年6月 環境と開発に関する国連会議（通称：地球サミット） （ブラジル・リオ・デ・ジャネイロ）</p>	<p>※環境教育に直接的に言及はしていないが、以下のような内容が盛り込まれている。</p> <p>…各国は、科学と技術の知識の交換を通じた科学的認識の向上と、革新技術を含む技術の開発、適用、普及、移転を強化することによって、持続可能な開発に向けた内なる能力のために協力すべきである。</p> <p>…環境問題は関心あるすべての市民が適時、参加することで、最も良く対処される。国内のレベルでは、個々人は、危険物質や地域社会の活動を含む公共機関が持っている環境関係の情報を適切に入手し、政策決定に参加できる機会を得なければならない。国家は情報を広く公開し、国民の認識と参加を促進、奨励しなければならない。</p>
<p>テサロニキ宣言</p> <p>…持続可能性に向け、環境だけでなく、貧困、人口、健康、食糧確保、民主主義、人権、平和等教育全体を再構築すべきとした。</p>	<p>1997年12月 「環境と社会に関する国際会議—持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス」 （ギリシャ・テサロニキ）</p>	<p>持続可能性のための教育</p> <p>…環境教育を、『環境と持続可能性のための教育』と表現してもかまわない。</p> <p>…持続可能性を達成するために、適切な教育とパブリック・アウェアネスが法律、経済、技術とともに、持続可能性の柱の一つとして認識されるべき。</p> <p>…持続可能性に向けた教育全体の再構築には、すべての国のあらゆる学校教育・学校外教育が含まれる。</p>
<p>国連持続可能な開発のための教育の10年 (2005-2014)国際実施計画案</p> <p>…持続可能な開発に関する3つの重要な領域、社会、環境、経済の各領域を、その基礎的要素としての文化とともに提示</p>	<p>2002年12月 「第57回国連総会」で採択</p>	<p>環境教育と持続可能な開発のための教育</p> <p>…持続可能な開発のための教育は、環境教育に同一視されるべきものではない。後者は、人類の自然環境との関係や自然環境を保全しその資源を守る方法について焦点をあてた、よく整備された科目</p> <p>…持続可能な開発のための教育は、環境教育を包含し、環境教育を公平性、貧困、民主主義、生活の質といった社会・文化的要素と社会・政治的課題の文脈において幅を広げたものである。社会の変化や状況の展開といった開発の視点は、持続可能な開発を扱う場合には、どのようなものであっても中心的な要素となる。それゆえ、持続可能な開発の一連の学習目標は、広範囲に及ぶ。持続可能な開発は他の科目の中に組み込まれねばならず、その範囲ゆえに、特定の科目として教えることはできない。</p>

資料2 環境学習・教育をめぐる国の動き

法律等名称	発表年月	主な内容
環境基本法 …わが国の環境保全の理念、各主体の役割、基本的施策、推進方策等を示す。	平成5年11月施行	(第25条) 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
中央環境審議会 答申 これからの環境教育・環境学習ー持続可能な社会をめざしてー …環境教育・環境学習の今日的な理念を問い直し、その方向性を示す。	平成11年12月答申	環境教育・環境学習 …人間と環境とのかかわりについて正しい認識にたち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すもの …環境教育・環境学習を「持続可能な社会の実現のための教育・学習」として位置づけるべきと指摘 基本的視点 ・総合的 ・目的を明確に ・体験を重視 ・地域に根ざし、地域から広がる。 具体的方策 ・多彩な人材が育つ仕組みづくり ・具体的行動に結びつくプログラムの整備 ・ネットワークで多様な情報をつなぐ。 ・実践的体験活動を行える場や機会の拡大 ・国と地方公共団体の役割の分担と連携 ・ビジネスの視点から推進方策を探る。 ・地域の多様性を尊重した国際協力の推進
環境基本計画ー環境の世紀への道しるべ …持続可能な社会の構築のための環境面からの戦略を示し、21世紀初頭の環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを示す。	平成12年12月閣議決定	環境教育・環境学習の位置づけ …環境政策に不可欠な政策手段であるとの認識の下に、すべての個別政策分野において、政策立案段階から有効な政策手段として位置づけ、推進する。 問題解決能力の育成 …「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動する」という過程を重視した学習を推進する。 重点的取組事項 (1) 人材の育成 (2) プログラムの整備 (3) 情報の提供 (4) 場や機会の拡大 (5) 各主体の連携 (6) 事業者等による取組 (7) 国際協力

資料3 環境教育推進法及び基本方針

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年7月制定）

持続可能な社会を実現するためには、「環境保全の意欲の増進」を図り、「環境教育」を行い、「環境保全活動」に各界各層が取り組んでいくことが重要であるとし、これらについての基本理念、主体の責務、基本方針、各種支援施策などを定める。

定義

（環境教育）

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習

（環境保全の意欲の増進）

環境の保全に関する情報の提供、体験の機会の提供及びその便宜の供与

（環境保全活動）

環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を有するもの

基本理念

- ・自発的意思の尊重
- ・多様な主体の参加と協力
- ・透明性及び継続性の確保
- ・自然環境を育成すること等の重要性に係る理解の深化
- ・国土保全等の公益との調整
- ・地域の農林水産業等との調和
- ・地域住民の福祉の維持向上
- ・地域における環境保全に関する文化及び歴史の継承への配慮

各主体の責務

（国）環境教育の推進に関する基本的かつ総合的な施策の策定、実施に努める。

（地方公共団体）地域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施に努める。

（国民・事業者・民間団体等）自ら進んで行い、他の者に協力するよう努める。

基本方針等

（国）環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を定める。

（地方公共団体）国の基本方針を参考にして、地域の自然的社会的条件に応じた方針、計画等を作成し、公表するよう努める。

学校教育・社会教育における環境教育の支援

…学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずる。

→国・地方自治体は、学校教育での体験学習の充実、教員の資質向上の措置

→国は、地方自治体に必要な助言、指導、情報提供等

職場での環境教育

…民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努める。

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針（平成16年9月制定）

持続可能な社会を実現するためには、「環境保全の意欲の増進」を図り、「環境教育」を行い、「環境保全活動」に各界各層が取り組んでいくことが重要であるとし、これらについての基本事項、各主体の責務、基本方針、各種支援施策などを定める。

環境教育の推進方策の基本的な事項

（取組の基本的な方向）

- ・あらゆる場において、対象となる人の発達段階・生活の在り方に応じ、行動に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要

（目指す人間像）

- ・知識の取得や理解にとどまらず、正しい認識に立ち、自らの責任ある行動で、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人

（環境教育の内容）

- ・人間と環境のかかわり、人間と人間とのかかわりに関するもの、両方を学ぶ。
- ・環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえる。
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育む。
- ・いのちの大切さを学ぶ。

基本的な考え方

（意欲の増進、環境教育推進の考え方）

- ・国民、民間団体との連携
- ・民間の自発的な意志の尊重
- ・適切な役割分担
- ・参加と協力
- ・公正性・透明性の確保
- ・継続的な取組
- ・自然環境の維持管理の重要性
- ・様々な公益への配慮

（手法の考え方）

- ・関心から具体的行動に向けた一連の流れに位置づけて実施する。
- ・継続的実践体験を中心に位置づける。
- ・体系的・総合的な環境教育を進めるための効果的な仕組みを構築する。

（施策の考え方）

- ・場をつなぐ…様々な場での環境教育の教育効果が、他の場にもつながる。
- ・主体をつなぐ…各主体が特徴をいかし、連携、協働して活動を展開する。
- ・施策をつなぐ…他の施策と適切につなぎ、効果的、総合的に実施する。

具体的な施策

- ・学校、地域、社会など幅広い場における環境教育
- ・職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育
- ・人材育成、人材認定事業の登録及び情報提供
- ・拠点機能整備
- ・民間による土地等の提供に対する支援
- ・各主体間の連携、協力、協働取組の在り方の周知
- ・情報の積極的公表
- ・国際的な視点での取組

各主体間の連携・協力

- ・政府と国民、民間団体、事業者
- ・政府と地方公共団体 等

資料4 環境学習・教育をめぐる県の動き

条例等名称	制定年等	主な内容
<p>環境の保全と創造に関する条例</p> <p>…環境適合型社会の形成に向けて、恵み豊かな環境を保全し、兵庫の特性を踏まえた施策を総合的、計画的に推進することを定める。</p>	<p>平成7年7月制定</p>	<p>第9条</p> <p>事業者及び県民は、環境についての理解を深めるとともに、環境の保全と創造に関する活動を行う意欲を増進するため、自ら環境についての学習に主体的に取り組むとともに、工場等及び家庭において、環境についての教育を行うように努めなければならない。</p> <p>2 県は、環境に関する学習及び教育の振興並びに環境に関する広報活動に努めるとともに、人材の育成その他の必要な措置を講ずることによって、事業者及び県民の環境についての学習及び教育の支援を図るものとする。</p>
<p>エコライフ教育の推進に向けて</p> <p>…環境教育事業を体系的に展開する上での基本的な考え、手法などを整理し、参考事例などを記載した。</p>	<p>平成11年3月策定</p>	<p>環境教育の目的</p> <p>…県民一人ひとりが主体的に取り組むものであり、今日では自然という環境要素だけでなく人為的な都市環境など全般を視野にいれ、環境に配慮したライフスタイルを身につけ、行動の変革（実践行動）につながるような総合的な教育（エコライフ教育）を目指している。</p> <p>環境教育の視点（体系的・継続的な展開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローカルな視点とグローバルな視点を併せ持つ。 ・体験学習を重視 ・生涯学習 ・総合科学を基礎 ・国際協力の視点を持つ。 <p>段階的に学ぶプロセス</p> <p>【第1段階】 関心・認識の増進（動機づけ）</p> <p>【第2段階】 知識・技術の習得（体系的学習）</p> <p>【第3段階】 実践活動への参加・行動（実践活動）</p>

資料5 兵庫県内の主な環境学習・教育施設

番号	地域	施設名	学習分野
1	神戸	ひょうごエコプラザ	環境全般
2	神戸	リサイクル工房あづま	動物、植物、大気、海、川、ごみ、リサイクル
3	神戸	リサイクル工房みなとじま	ごみ、リサイクル
4	神戸	神戸市立青少年科学館	大気、海、川、リサイクル
5	神戸	兵庫県立神戸生活創造センター	省資源・省エネ、食、買い物、消費：他
6	神戸	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター	地震をはじめとする防災
7	神戸	灘兵サイエンススクエア	リサイクル、省資源・省エネルギー、ビオトープの動植物、エコジーマークほか
8	神戸	コープこうべ六甲アイランド食品工場	ゴミ、リサイクル、省エネ、バイオマス発電
9	神戸	特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸（CS神戸）プロジェクトくるくる発電所	自然エネルギー、雨水の利用：他
10	神戸	神戸市立王子動物園	動物
11	神戸	六甲山自然保護センター	植物、動物、地質
12	神戸	神戸市水の科学博物館	水資源保護
13	神戸	奥平野浄水場	上水道
14	神戸	神戸市立森林植物園	動物、植物、野鳥・昆虫
15	神戸	キリンビアパーク神戸（キリンビール神戸工場）	植物、生き物、ごみ、リサイクル、省エネ：他
16	神戸	兵庫県武庫川上流浄化センター	下水道
17	神戸	千刈浄水場・貯水池	上水道
18	神戸	神戸市立須磨海浜水族園	動物、海、川
19	神戸	兵庫県立健康環境科学研究センター（須磨）	水生生物、大気、海、川、有害化学物質
20	神戸	リサイクル工房だいこく	ごみ、リサイクル
21	神戸	こうべ環境未来館	ごみ、リサイクル、省資源・省エネルギー、ビオトープ
22	神戸	兵庫県企業庁東播磨利水事務所神出浄水場	浄水処理工程
23	神戸	神戸市環境局布施畑環境センター	ごみ
24	阪神南	西宮市環境学習ルーム	動物、植物、大気、海、川、ごみ、リサイクルほか
25	阪神南	西宮市西部総合処理センター	ごみ、リサイクル、資源・省エネ
26	阪神南	アサヒビール（株）西宮工場	廃棄物、リサイクル
27	阪神南	西宮市立甲子園浜自然環境センター	動物、海、ごみ、地域文化
28	阪神南	西山市北山緑化植物園	植物
29	阪神南	西宮市立青少年海の家	海
30	阪神南	西宮市甲山教育キャンプ場	動物、植物、川
31	阪神南	西宮市社家郷山教育キャンプ場	動物、植物、川
32	阪神南	西宮市甲山自然の家・ビジターセンター	動物、植物、川
33	阪神南	西宮市貝類館	貝類
34	阪神南	西宮市植物生産研究センター・花工房	植物
35	阪神南	西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館	地域文化、歴史
36	阪神南	兵庫県武庫川下流浄化センター	下水道
37	阪神南	尼崎市立資源リサイクルセンター	ごみ、リサイクル
38	阪神南	芦屋市総合公園	植物
39	阪神南	尼崎市都市緑化植物園・緑の相談所	植物
40	阪神南	尼崎港環境修復実証実験施設	動物、植物、海
41	阪神南	芦屋市環境処理センター	ごみ、リサイクル、国際環境
42	阪神南	阪神水道企業団尼崎浄水場	川、省資源・省エネルギー
43	阪神南	尼崎市東部第1浄化センター	ビオトープ、下水処理、リサイクル

番号	地域	施設名	学習分野
44	阪神南	尼崎市立クリーンセンター第1工場	ごみ、省資源・省エネルギー
45	阪神北	宝塚市クリーンセンター	ごみ、リサイクル
46	阪神北	新明和工業(株)産機システム事業部	ごみ、リサイクル、省資源・省エネ
47	阪神北	あいあいパーク	植物
48	阪神北	桜の園「赤染山荘」	動物、植物
49	阪神北	川西市久代浄水場	浄水場
50	阪神北	兵庫県立一庫公園	動物、植物、里山、地域文化
51	阪神北	川西市北部処理センター	ごみ、リサイクル
52	阪神北	多田浄水場	浄水場
53	阪神北	兵庫県立有馬富士公園(三田市立有馬富士自然学習センター)	動物、植物、川、水生生物、棚田、里山
54	阪神北	伊丹市市民健康村	動物、植物、川
55	阪神北	兵庫県立人と自然の博物館	動物、植物、昆虫、川
56	阪神北	三田市立野外活動センター	植物、虫、オオサンショウウオ、川
57	阪神北	高平ナナマツの森	動物、植物：他
58	阪神北	高平観福の森	動物、植物：他
59	阪神北	青野ダム	植物、魚類、川
60	阪神北	三田浄水場(兵庫県企業庁北摂広域水道事務所)	水処理
61	阪神北	猪名川天文台(アストロピア)	天体観測
62	阪神北	兵庫県立奥猪名健康の郷	植物、虫
63	阪神北	豊中市伊丹市クリーンランド	ごみ、リサイクル
64	阪神北	伊丹市立荒牧バラ公園みどりのプラザ	植物
65	阪神北	伊丹市昆虫館(伊丹市昆陽池)	動物、植物、昆虫、川、生物の多様性
66	東播磨	加古川海洋文化センター	海
67	東播磨	兵庫県加古川下流浄化センター	下水道
68	東播磨	加古川市新クリーンセンター	ごみ
69	東播磨	見土呂フルーツパーク	植物
70	東播磨	加古川市立少年自然の家	植物、天体観測
71	東播磨	高齢者園芸センター	植物
72	東播磨	稲美町立いなみ野水辺の里公園	動物、植物
73	東播磨	加古郡リサイクルプラザ(はりま里彩来館)	ごみ、リサイクル
74	東播磨	明石市下水道部下水道施設課 大久保浄化センター	下水処理
75	東播磨	明石クリーンセンター	ごみ、リサイクル
76	東播磨	明石市立天文科学館	大気
77	東播磨	兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター	動物、植物、海
78	東播磨	高砂海浜公園	海
79	東播磨	市ノ池公園	動物、植物
80	東播磨	明石公園 緑の相談所	植物
81	北播磨	(有)みずほ協同農園	リサイクル、植物
82	北播磨	兵庫県立三木山森林公園	植物
83	北播磨	兵庫県加古川上流浄化センター	下水道
84	北播磨	かわい快適の森	植物、ため池
85	北播磨	兵庫県立嬉野台生涯教育センター	動物、植物
86	北播磨	(株)松下エコテクノロジーセンター	リサイクル
87	北播磨	兵庫県立フラワーセンター	植物
88	北播磨	東はりまフォルクスガーデン黒田庄	植物

番号	地域	施設名	学習分野
89	北播磨	なか・やちよの森公園	里山、動物、植物、ビオトープ池、川
90	北播磨	やしらの森公園	里山、動物、植物、ビオトープ池
91	北播磨	北播磨清掃事務組合・リサイクルプラザ	ごみ、リサイクル
92	北播磨	北はりま田園空間博物館 (ECO-MUSEUM)	食、買い物、地域文化・歴史
93	北播磨	にしわき経緯度地球科学館「テラ・ドーム」	地球、宇宙
94	北播磨	ネイチャーパークかさかた交流協会	川：他
95	北播磨	コープふるさと村やちよ	動物、植物、川、地域文化・歴史、リサイクル
96	北播磨	兵庫県立笠形山自然公園センター	動物、植物、川、地域文化
97	中播磨	新日本製鐵 (株) 広畑製鐵所	リサイクル、省資源・省エネ
98	中播磨	姫路市自然観察の森	動物、植物
99	中播磨	姫路市宿泊型児童館「星の子館」	星空
100	中播磨	姫路市市川美化センター	ごみ
101	中播磨	姫路市伊勢自然の里・環境学習センター	動物、植物
102	中播磨	大阪ガス姫路エネルギー館	大気、リサイクル、省資源、省エネルギー
103	中播磨	姫路市甲山浄水場、水道資料館・水の館	水：他
104	中播磨	兵庫県揖保川浄化センター	下水道
105	中播磨	姫路市中部析水苑	下水処理
106	中播磨	姫路市南部美化センター	ごみ、リサイクル
107	中播磨	関西電力 (株) 姫路第一発電所	ホテル、大気
108	中播磨	(株) アール・ビー・エヌ	リサイクル
109	中播磨	(株) 共生	リサイクル
110	中播磨	姫路市立水族館	動物、植物
111	中播磨	姫路市立手柄山温室植物園	植物
112	中播磨	企業庁姫路利水事務所船津浄水場	浄水処理工程
113	中播磨	兵庫県立姫路生活科学センター	リサイクル、省資源・省エネルギー、食、買い物
114	中播磨	兵庫県立母と子の島	海、動物、植物
115	中播磨	中播磨衛生センター	し尿処理システム
116	中播磨	リフレッシュパーク市川	昆虫：他
117	中播磨	とのみね自然交流館	動物、植物
118	中播磨	関西電力大河内発電所エル・ビレッジおおかわち	水、水力発電
119	中播磨	兵庫県立ゆめさきの森公園	里山、動物、植物、池
120	中播磨	神崎町木工芸センターかんざきピノキオ館	木、森林
121	西播磨	揖龍クリーンセンター	ごみ、リサイクル
122	西播磨	西日本衛材 (株)	リサイクル
123	西播磨	兵庫県西播磨総合庁舎	リサイクル、省資源・省エネ、太陽光発電
124	西播磨	兵庫県立西播磨生活科学センター	ごみ、リサイクル、省資源・省エネ、買い物
125	西播磨	兵庫県西はりま天文台公園	動物、植物、星の観察、省資源・省エネ、地球環境全般
126	西播磨	兵庫県昆虫館	動物、植物、川
127	西播磨	家原遺跡公園	植物、地域文化、歴史
128	西播磨	一宮町福知渓谷休養センター	動物、植物、川
129	西播磨	ウォーターパーク波賀	川、下水施設
130	西播磨	フォレストステーション波賀	動物、植物、大気、温泉：他
131	西播磨	兵庫県立農林水産技術総合センター 森林林業技術センター	森林植物、森林環境：他
132	西播磨	生谷温泉・伊沢の里	植物、大気、川
133	西播磨	ふるさと村ちくさ	動物、植物、川、地域文化・歴史
134	西播磨	関西電力 (株) 相生発電所	大気、省資源・省エネルギー

番号	地域	施設名	学習分野
135	西播磨	赤穂市立海洋科学館	地域文化
136	西播磨	相生下水管理センター	海
137	西播磨	相生市美化センター・相生市リサイクルセンター	リサイクル、ごみの分別収集、減量化
138	西播磨	関西電力(株)赤穂発電所	大気：その他、省資源・省エネ
139	但馬	北但行政事務組合 北但浄化センター	し尿処理
140	但馬	豊岡市水道事業所佐野浄水場	川
141	但馬	兵庫県立コウノトリの郷公園	動物、植物、コウノトリ、川、水田、水路：他
142	但馬	豊岡市立コウノトリ文化館	動物、植物、コウノトリ、川、水田、水路：他
143	但馬	城崎マリンワールド	動物
144	但馬	兵庫県立但馬生活科学センター	食、買い物
145	但馬	カネカソーラーテック株式会社	国際環境、クリーンエネルギー
146	但馬	北但行政事務組合 北但清掃センター	ごみ、リサイクル
147	但馬	上山高原エコミュージアム	動物、植物、高原、山、渓谷、地域文化、歴史、自然再生ほか
148	但馬	おもしろ昆虫化石館	古生物
149	但馬	尼崎市立美方高原自然の家「とちのき村」	動物、植物、川、地域文化、歴史、自然体験活動
150	但馬	木の殿堂(県立宍和野高原野外教育センター)	動物、植物、地域文化、歴史
151	但馬	但馬高原植物園	植物
152	但馬	兵庫県立農林水産技術総合センター内水産漁業センター	淡水魚
153	但馬	黒川自然公園センター	動物、植物、川
154	但馬	兵庫県立南但馬自然学校	動物、植物、生き物：他、川、さわ：他
155	但馬	兵庫県立農林水産技術総合センター 森林林業技術センター緑化センター	動物、植物、森林、林業
156	但馬	西宮市立山東少年自然の家	動物、植物、川
157	但馬	関西電力(株)奥多々良木発電所	水力発電、風力発電、太陽光発電
158	但馬	あゆ公園、おおや農村公園	動物、川
159	但馬	養父市立妙見自然の家	動物、植物、大気：他
160	但馬	石ヶ堂古代村	地域文化、歴史
161	但馬	ブルーミュージアム 竹野スノーケルセンター・ビクターセンター	動物、植物、海、川、ごみ、ビオトープ：他
162	但馬	あさごエコハウス(兵庫県地球温暖化防止活動推進センター但馬支所)	地球温暖化防止、新エネルギー
163	丹波	篠山チルドレンズミュージアム	植物、川、科学体験機器、食、地域文化
164	丹波	篠山市清掃センター	ごみ、リサイクル
165	丹波	松下電器産業労働組合休暇村ユニットピアささやま	植物、川：他
166	丹波	ささやまの森公園	里山、動物、植物、川
167	丹波	春日町エコの会	リサイクル
168	丹波	菜樹公園・リフレッシュ館	食、文化・歴史
169	丹波	青垣いきものふれあいの里	動物、植物、淡水魚
170	丹波	丹波少年自然の家	動物、植物、川、リサイクル
171	丹波	兵庫県立丹波年輪の里	消費：木工クラフト、木材林業に関する資料
172	丹波	兵庫県立丹波の森公苑	植物、環境にやさしい買物運動
173	丹波	エルムいちじま	動物、植物、ホタル、川、ごみ、地域文化・歴史
174	淡路	洲本市由良交流センターエトワール生石	ごみ、ところてん作り
175	淡路	洲本市リサイクルセンター(みつあい館)	ごみ、リサイクル
176	淡路	淡路広域行政事務組合粗大ごみ処理場	ごみ、リサイクル
177	淡路	南淡風力発電施設	大気、省資源・省エネルギー
178	淡路	大馬門橋記念館(うずしお科学館)	海、地域文化・歴史

番号	地域	施設名	学習分野
179	淡路	兵庫県立淡路島公園	植物、野鳥：他
180	淡路	淡路島国営明石海峡公園	植物、自然復元
181	淡路	兵庫県立淡路生活科学センター	リサイクル、省資源・省エネ、食、買い物
182	淡路	兵庫県立淡路香りの公園	植物
183	淡路	伊弉諾神宮	植物、地域文化、歴史
184	淡路	クリーンエネルギー五色風力発電施設	国際環境、新エネルギー
185	淡路	ウェルネスパーク五色	植物、リサイクル
186	淡路	あわじ花の歳時記園	植物
187	淡路	兵庫県立淡路夢舞台温室「奇跡の星の植物館」	植物、地域文化
188	淡路	北淡町震災記念公園	省資源・省エネ、国際環境
189	淡路	兵庫県立淡路景観園芸学校	植物、景観園芸

(出典：(財) ひょうご環境創造協会「環境学習施設ガイドブック」等による。)

資料6 環境学習・教育に関連する主な県内行政機関・研究機関

所在地	名 称	概 要
神戸市	県立健康環境科学研究センター	大気・水質等の分析、環境データの解析、化学物質の汚染防止対策、生物指標を用いた環境評価など幅広い研究を行っている。
加西市 ほか 5カ所	県立農林水産技術総合センター	農林水産業による景観・アメニティ・ビオトープ空間の創出など農林水産試験研究機関として、様々な環境分野のプロジェクト研究を行っている。
神戸市	県立生活科学研究所	「安全で快適な暮らし」を実現し、新しいライフスタイルの創造を支援するため、商品の安全性や品質・機能を生活者の視点で検証する商品テストをはじめ、くらしにかかわる様々な調査研究を行っている。
三田市	県立人と自然の博物館	貴重な資料標本と優れた研究者などが核となって、生涯学習に機能的に対応できる「共生博物館」を目指し、積極的な活動を展開している。
豊岡市	県立コウノトリの郷公園	特別天然記念物コウノトリの保護増殖や、自然環境に関する普及啓発事業（ガイドウォーク、特別観察会など）、コウノトリ野生化に向けた試験放鳥、研究・事業などを実施している。
神戸市	人と防災未来センター	阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献することを目的として、防災未来館と、ひと未来館の展示・学習施設のほか、災害発生時の広域支援、人材育成、調査・研究事業を展開している。
神戸市	(財) ひょうご環境創造協会	「ひょうごエコプラザ」を開かれた活動・交流の拠点として活用しながら、地球温暖化防止活動（「地球温暖化防止活動推進センター」の運営等）、県民のライフスタイルの見直し、環境NPOネットワーク、環境ボランティア活動の促進、環境NPOの支援、事業者の環境管理の促進支援等に取り組んでいる。
神戸市	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)	アジア太平洋地域における地球変動に関する国際共同研究を推進し、科学研究と政策決定の連携を促進することを目的とする政府間ネットワーク。活動を通じ、発展途上国の研究能力開発・向上、人材育成に力を注いでいる。
神戸市	(財) 地球環境戦略研究機関 関西研究センター (IGES)	「産業と環境」に関する研究活動を行いながら、環境保全の観点に立った、産業構造の自立的な変革や新しいビジネススタイルの創造を視野に入れた活動を展開している。
神戸市	(財) 国際エメックスセンター	閉鎖性海域の環境の保全・創造を目的として、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査・研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を実施している。
神戸市	WHO 健康開発総合研究センター	地球規模で進む都市化や高齢化等に対応し、21世紀に向けた新たな保健の枠組を構築するために設置。都市化や高齢化等が進む各国が抱える経済、社会、環境、人口統計学等様々な要因と健康との相関関係についての情報収集や研究など、21世紀が抱える健康と福祉問題に対応できる実践的な戦略を探求し、一人ひとりの、家族の、そして地域社会における健康の増進と生活の質の向上に貢献する活動を実施している。
神戸市	神戸大学内海域環境教育研究センター	内海域（閉鎖性海域）がもつ環境の成り立ちや機能メカニズムを明らかにするとともに、海洋生物の多様性や動態などを解明し、両者のかかわりについて海洋環境・海洋生物の保全の立場から教育・研究・調査を行っている。
神戸市	こうべ環境未来館	地球温暖化防止とごみの減量・資源化(3R)に関する情報を発信するとともに、環境問題を分かりやすく学べる施設
神戸市	(社) 瀬戸内海環境保全協会	指導者の養成、人材育成のための研修会等人材育成事業を積極的に推進するとともに、小・中学生を対象とした自然観察会等「体験的な環境学習」を推進するほか、緊密な連携の強化に資するための事業を幅広く展開している。
尼崎市・ 龍野市	兵庫県動物愛護センター・ 兵庫県動物愛護センター龍野支所	「人と動物が共生する社会づくり」を目的に、幅広く動物愛護に取り組んでおり、身近な動物との触れ合いを通じ、動物の温もりを肌で感じ、命の大切さを学ぶことができる施設

資料7 環境学習・教育に活用できる主な資格・制度

名 称	内 容	資格・制度の要件等	認定機関等	兵庫県における人数 (平成16年度)
環境カウンセラー	市民活動や事業活動の中での環境保全活動に対する助言などを行う。	論文による書面審査、面接審査に合格した者	環境省	168名
森のインストラクター	森林を利用する県民に対して、森林の案内や野外活動の指導を行う。	動植物の基礎知識や森林・自然等の実情を熟知し、森林ボランティア活動に意欲があり、市町村から推薦された者で、(社)兵庫みどり公社が開催する講習会(6日間)を修了した者	兵庫県	150名
自然観察指導員	地域に根ざした自然観察会を開き、自然を守る仲間をつくるボランティアリーダー	NACS-Jが開催する養成講習会(3日間)を修了した者	(財)日本自然保護協会(NACS-J)	266名
自然体験活動推進協会(CONE)指導者	自然体験活動の指導者として、自然体験活動リーダー、自然体験活動ジュニアリーダー、自然体験活動インストラクター、自然体験活動コーディネーター、自然体験活動トレーナーを置く。	それぞれの指導者養成事業を修了し、指導者養成団体に登録された者	NPO法人自然体験活動推進協議会	403名
自然保護指導員	「環境の保全と創造に関する条例」の規定に基づき、自然環境地域や自然公園等を巡回し、動植物の保護、自然環境の適切な利用を指導するため設置	自然環境保全地域等の実情に精通し、自然の保護及び適正な利用の指導ができ、自然保護団体等の構成員で、かつ、自然保護活動をしている原則30歳以上70歳未満の者	兵庫県	40名
自然公園指導員	環境省が要綱に基づき、国立公園、国定公園を巡回し、国立公園、国定公園の風景地の保護と利用の指導にあたるため設置	自然公園の実情に詳しく、日本山岳協会の山岳指導員等の事故防止に対応できる資格を有する者で、25歳以上70歳未満の者	環境省	62名
兵庫県地球温暖化防止活動推進員・協力員	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号第23条の規定に基づき、兵庫県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む。 (協力員は県独自に設置)	兵庫県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者であり、自ら活動計画を企画する等により地域住民の中に入り自主的な活動を行える者	兵庫県	推進員 312名 協力員 100名
ネイチャーゲームリーダー	様々な感覚を使って自然を直接体験することにより、自然と自分が一体であることに気づくことを目的としたプログラム(野外活動)の指導を行う。	カリキュラムは21時間(標準開催は2泊3日、会場により日帰り3日間)。講義8時間、野外実習約12ゲームを受講した後、検定(筆記試験)に合格した者(受講資格は18歳以上)	(社)日本ネイチャーゲーム協会	408名
キャンプ・インストラクター	キャンプイベントの運営補助スタッフ。キャンプでのショートプログラム(ゲームや生活技術など部分的なもの)の指導や総合的な自然体験活動「キャンプ」の支援を行う。	基礎知識(6時間)、実技(10時間)(基礎実技、応用実技、指導実習)、基礎実技の指導(3)等を受講することで資格を取得	(社)日本キャンプ協会	523名

※この他にも、民間団体の認定による環境学習・教育に関連する資格・制度は多数存在する。

資料8 兵庫県環境審議会総合部会及び環境教育等検討小委員会 委員名簿

〈環境審議会総合部会〉

部会長	あまの 天野	あきひろ 明弘	兵庫県立大学副学長
委員	なかせ 中瀬	いさお 勲	兵庫県立大学教授、県立人と自然の博物館副館長
	まきむら 槇村	ひさこ 久子	京都女子大学教授
	おかだ 岡田	まみこ 眞美子	兵庫県立大学教授
	おおつき 大槻	のりこ 倫子	兵庫県弁護士会・弁護士
	ひろやま 慶山	みつお 充夫	神戸新聞社論説委員
	やまぎし 山岸	ひろこ ^こ ひろ子	生活協同組合コープこうべ理事
	くりはら 栗原	はじめ 一	県議会議員
	まつもと 松本	よしひろ よしひろ	県議会議員
	しのはら 篠原	ていぞう 悌三	NPO法人Green Solutions理事長（公募委員）
	やまぐち 山口	かつひと 克人	大阪大学名誉教授（大気環境部会長）
	むらおか 村岡	こうじ 浩爾	大阪産業大学教授（水環境部会長）
	もりおか 盛岡	とおる 通	大阪大学大学院教授（廃棄物部会長）
	ふくおか 福岡	のぶゆき 誠行	頌栄短期大学名誉教授（自然環境部会長）
	あさひ 朝日	みのる 稔	兵庫医科大学名誉教授（鳥獣部会長）
	にしむら 西村	りょういち 亮一	兵庫県医師会会長（温泉部会長）
特別委員	たにぐち 谷口	ふみあき 文章	甲南大学教授（環境教育等検討小委員会委員長）
	にいざわ 新澤	ひでのり 秀則	兵庫県立大学教授
	したふさ 下房	みちこ 道子	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
	なかがわ 中川	よしえ 芳江	(株)ネイチャースケープ専務取締役
	こんどう 近藤	ひろふみ 浩文	NPO法人こども環境活動支援協会副代表理事
	たなか 田中	たかひと 誉人	NPO法人兵庫県ネイチャーゲーム協会理事長

環境審議会総合部会委員16名、特別委員6名

〈環境教育等検討小委員会〉

委員長	たにぐち 谷口	ふみあき 文章	甲南大学教授、日本環境教育学会事務局長
委員	なかせ 中瀬	いざお 勲	兵庫県立大学教授、県立人と自然の博物館副館長
	まきむら 槇村	ひさこ 久子	京都女子大学教授
	おかだ 岡田	まみこ 眞美子	兵庫県立大学教授
	やまぎし 山岸	ひろこ ひろ子	生活協同組合コープこうべ理事
	したふさ 下房	みちこ 道子	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
	なかかわ 中川	よしえ 芳江	(株)ネイチャースケープ専務取締役
	こんどう 近藤	ひろふみ 浩文	NPO法人こども環境活動支援協会副代表理事
	たなか 田中	たかひと 誉人	NPO法人兵庫県ネイチャーゲーム協会理事長
	みやかわ 宮川	ゆたか 裕	神戸商工会議所環境対策専門委員会委員長
	オブザーバー	やまむら 山村	そんぼう 尊房
やまざき 山崎		ゆきお 幸雄	神戸市立福田小学校学校長
いけうち 池内		みきお 幹夫	神戸市教育委員会指導部長
うえなか 上中		かずお 一雄	兵庫県立星陵高等学校学校長

環境教育等検討小委員会委員10名、オブザーバー4名

資料9 兵庫県環境審議会総合部会及び環境教育等検討小委員会 審議経過

平成16年

3月24日

環境審議会総合部会
環境教育等検討小委員会 開催
・諮問事項に係る課題についての審議

5月11日

環境教育等検討小委員会 開催
・基本的な考え方・理念の検討
・環境教育等の活動事例報告
・活動事例を通じた環境学習・教育の課題についての検討

6月24日

環境教育等検討小委員会 開催
・現在の兵庫県の環境学習・教育の取組における分析と課題について
(事例発表)

7月13日

環境教育等検討小委員会 開催
・学校における環境教育の取組について(事例発表)
・推進方策(基本方針・骨子案等)についての検討

平成17年

1月13日

環境教育等に係る意見交換会 開催
・概案の検討

5月24日

環境教育等検討小委員会 開催
・検討素案の審議

7月29日

環境教育等検討小委員会 開催
・「今後の環境教育・学習の推進方策」中間答申案の審議

9月14日

中間答申

10月14日

～

パブリック・コメント

11月14日

平成18年

1月12日

環境審議会総合部会
環境教育等検討小委員会 開催
・「今後の環境教育・学習の推進方策」最終答申案の審議

2月21日

最終答申

兵庫県環境学習環境教育基本方針

兵庫県

平成18年3月

事務局 兵庫県健康生活部環境局環境政策課

650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-362-3272 Fax：078-362-4024

E-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.jp

